

第 4 日

1. 平成27年 9 月25日 午前10時00分招集
2. 平成27年 9 月25日 午前10時00分開議
3. 平成27年 9 月25日 午後 5 時54分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 荒 木 拓 馬	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	松 尾 裕 二	書 記	前 田 聡 子
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長 兼農林振興課長	有 富 孝 一
会 計 管 理 者	隈 部 久美子	まちづくり推進課長	池 本 文 雄
税務住民課長	山 下 仁	健康福祉課長	今 村 裕 司
商工観光課長	坂 本 政 明	建 設 課 長	池 田 宝 生
学校教育課長	吉 田 収	社会教育課長	豊 後 正 弘
住 民 課 長	石 原 民 也	農業委員会事務局長	石 原 忠 邦
町立病院事務部長	堤 一 徳	特別養護老人 ホーム施設長	坂 本 誠 司
監 査 委 員	竹 下 進 一		

-
12. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第56号 | 和水町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第57号 | 和水町手数料条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第58号 | 地方自治法第96条第 2 項の規定による和水町議会の議決すべき事件に |

関する条例の一部改正について

- 日程第4 議案第59号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第60号 平成27年度和水町一般会計補正予算（第5号）
日程第6 議案第61号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第62号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第63号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第64号 平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第65号 字の区域の変更について
日程第11 議案第66号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計剰余金の処分について
日程第12 認定第1号 平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算
日程第13 認定第2号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第14 認定第3号 平成26年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第15 認定第4号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第16 認定第5号 平成26年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
日程第17 認定第6号 平成26年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第18 認定第7号 平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第19 認定第8号 平成26年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第20 認定第9号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第21 認定第10号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算
日程第22 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
追加日程第1 池田龍之介議員の辞職勧告の決議案
日程第23 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会）
日程第24 閉会中の継続調査について（各委員会）
日程第25 議員派遣について

開議 午前10時00分

- 議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。
御着席ください。これから本日の会議を開きます。
本日は、上程された議案に対する審議採決となっております。

日程第1 議案第56号 和水町個人情報保護条例の一部改正について

- 議長（杉本和彰君） 日程第1、議案第56号「和水町個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 笹渕賢吾君

- 12番（笹渕賢吾君） この議案第56号と57号は、関連性がありますので、その点でちょっとお

聞きをしたいと思いますが、今回提案をされている中で個人情報保護条例ですね、この目的として第1条で個人情報の実施機関が保有する個人、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって、個人の権利、利益の保護を図るとともに、市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。これについての、この条例のいくつかのですね、改正ということで、保有個人情報、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報、特定個人情報配付、こういったいくつかの中でですね、改正が提案されるということでもあります。そこでお聞きをいたしますが、今回ですね、このマイナンバー制度、これで個人情報をデータベース化することでもあります。今回の国の方針としてですね、いくつかの分野でそういう個人情報をマイナンバー制度で把握すると。その中で、社会保障や税の分野、あるいは災害の対策の分野、こういったいくつかの三つに分ける分野でですね、この、マイナンバー制度が進まれているというように思います。そこでお聞きをしますが、町民の皆さんのいろんな情報をですね、マイナンバーカードの中にいれるわけですが、どんな個人情報をいれるのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 先般の一般質問の折にも御説明申し上げましたが、個人番号カードの中には住所、氏名、生年月日、それからＩＣデータの中にその情報と顔写真ですね、が記録されます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） もう少しですね、詳しくお聞きしたいのですが、要するにそのカードの中にですね、こういったものを、入れ込んでいくのかということでは、国民の町民のですね、納税状況ですね、こういったものもいれるかと思えますね。それから、保険料が納付されているかどうか、こういったものも、あるいは、医療機関での診療や治療状況、介護や保育サービスの利用状況、こういったものを、入れ込んでいくというようになるかと思うんですね。その点で、どうかということと、それは全く入れないのかと、ただ名前だけではないと思うんですね。住所だけじゃないと。内容が入って行って、それで情報をするというふうに思うんですね、その場合ですね、プライバシーの侵害になるような可能性ですね。そういったものはないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 個人番号カードに記載されるのは先ほど申し上げた情報のみでございます。番号が12桁ございますので、その番号でもって今議員がおっしゃったようなデータを収集確認できるということでもありますので、そのカードの中にあるというものではないというふうに理解をしています。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） データをその中に入れ込むということですね。要するにデータがなければその意味がないというふうに思うんですね。マイナンバー制度でやった場合ですね。と思うんですよ。そういう情報がですね、例えば国民年金機構のコンピュータがウイルスに感染をして判明した県だけでも125万件が流出をしたということが報道されておりますけれども、こういうことがですね、実際に起こりうるということはあると思いますね。だから、町の段階でその担当、そのどういうふうになるかわかりませんが、そういうところで、あるいは、民間の方にもそういうカードを活用、マイナンバーがですね、民間の中にもこう入っていくわけですから、それがどこかの段階で流出するということは当然ですね考えられることだと思うんですね。そういう、危険性ははらんでるということだと思うんですよ。そういう面で、私はちょっとこの条例改正にはですね、賛成できないと。町民の皆さんの情報が流出したら、とんでもないことにもなるというふうに思いますので、その、賛成できないということを表明しておきたいというふうに思います。次の案の条例についても同じであります。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 再度確認をさせていただきます。個人ナンバーカードですね、その中には先ほど申し上げた情報だけでございまして、その番号を活用した情報が別途あるということでございますので、そこは御理解をお願いを申し上げたいと思います。情報記録の方にそれが入って、情報漏えい等につきましては一般質問の折にも申し上げましたけれども、システムの改修等に今から国の方針もまだ指示がございません。指示があり次第その方策を講じると。今のところは、扱う部署、それから担当者、係りですねを住み分けをして外との情報漏えいがないようにという行政側の対応でございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 蒲池です。今ですね、質問等がありましたけれども、私もですね、やっぱり先般の情報漏えい問題ということですね、確かに懸念しなければいけない問題であるとは思ってますけども、そこらへんはですね、別枠に入れるか入れないかということですよ。そのところを入れた場合のやっぱり漏えいがしないようなシステムをですね、やっぱり国から言われたからするじゃなくて、うちとして町民の皆さん方のそういう漏えいがないようにですね、すること必要だと思いますので、反対にですねこちらの方からこういうことをしていった方がいいんじゃないかということがあればですね、しっかりとそこらへんは町民の皆さん方の情報がですね、漏れないように守ることも我々の責務でありますので、そこらへんはですね、していただきたいということですね、御答弁があればよろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 先ほど私が国の指示と申し上げましたけれども、国の要望と言い

ますか、要求といたしましては、インターネットとその個人番号を管理しているコンピュータを遮断した方がいいよということでございます。で、これも一般質問の中でもお答え申し上げましたが、何百万、何千万かかるか今のところ不明でございます。その方策も財政的な措置もですね、考慮しながら検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） これは私が先般の一般質問の中でも取り上げて、方向性を正したところではありますが、先ほど笹渕議員のほうから話がありましたように、やはりこれはですね、一人ひとりのナンバー持たせるということは確かにあの、運転免許証と同じような役割を果たしますけれども、この中にですね危惧する部分が私は一般質問の中でも言いました。その人の履歴、それから住所録、すべてがですね、もし漏えいした場合については本当にあの国民年金、年金機構も大きな事業母体でありますけれども、あそこはそういった不祥事が起きたということなんです。で、これが本当にあの市町村の中でですね、管理運営ができるのか、本当に市町村が、これが必要なのかというのも私はちょっと疑問に思ったんで今回一般質問しましたけども、どうでしょうか、総務課長これは将来にあたってどういうふうなメリットがあるのか、再度お願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 行政機関等々役場、それから県、社会保険事務所、税務署等々の事務のやりとりがスムーズにいくというのが一つ。それからもう一つは住民の皆様方が申請なりを年金等の申請をする際に余分な事務手続きがなくなつて軽減される。という、メリットがございます。将来のことにつきましてはその国会で議論をされるかと思っておりますけれども、その現在活用を想定されているものが税、それから社会福祉、そしてまだあの災害対策についてはまだ国の方針も出ておりませんけれども、そういったものに今後活用を広げていくということではなかろうかと思っております。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） これは、大企業においてはですね、非常にその番号を持たせることによって、その人の行動というのがつぶさにわかるというのが一つのマイナンバーなつたんですよ。やっぱり私が一番懸念するのはこれが一人歩きをしてですよ、今メリットはこうですよというけれども、本当にその社会保障の中で必要不可欠な部分なのか、それともあの、メリットよりもデメリットが大きく出てくるんじゃないかなという懸念もありますんで、私は今しばらくこれはもう少し国会のほうでもですよ、議論をしていただいて、本当にこういう方向で行きますというのが示されて初めて私は市町村の方に根をおろしてくるんじゃないかなというふうに思います。先般、一般質問の中で申し上げた時に県庁の方、県の方で説明会がありますよという話だったんですが、その後の話というのをまだお聞かせいただいておりますので、どういうふうな方向性を持ってやられるのか、なんかありましたらこの場でお願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 去る9月7日に県庁で事業者向けの説明会がございました。これは事業者が、今後取り組むべきマイナンバーの導入に先駆けた準備の説明会がございました。で、その後については情報を得て民間のですね、事業者様方の情報については一般質問でお答えいたしました今準備をします職員への従業員への周知等を行っていくという段階を、先般確認をしたところであります。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 最後の質問になりますが、この条例の一部改正をその今せないかんのか、もう少し時期をみてはしっかりと方向性が定まった時点で提案するのか、それをちょっと。これは強制的に各市町村レベルで改正をなさいという通達なのか、そのへんまでよろしく願います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 平成25年法律第27号で行政手続きにおける特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法ですけれども、これが施行をされます。で、特に個人番号をその内容に含む個人情報ですね、12桁の番号ですね。これの適切な管理をしてくださいという、この法律の中に記載が定められておりますので、その、法律に基づいて個人、特定個人情報。今は個人情報ですけれども、番号12桁の番号をその内容に含む個人情報ですね、これを広く持たないと個人情報が番号を含む個人情報がこの条例の中から抜け落ちてしまいますので、今回得ておかないと来年の1月1日以降、個人番号の配布がございますので、その前に備えておくという条例でございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 今回この制度は国が取り入れて、より行政の能力を高めるといふか、簡素化して対応していこうというような意図かと思います。ただ、まだ、非常にいろいろのマイナンバーもあるし、個人の健康保険の番号もありますし、さらには、年金の番号もある。いろいろ、個人的に番号が振ってありますね。このへんとかんどうする、混同される町民の方もいろいろおられるかと思います。そういったことで、やはりこのへんは親切、丁寧にですね、町民の皆さん方にこういう制度であるということをですね、しっかりと伝えていくということは大事かと思っておりますので、このへんについて要望いたします。以上です。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 現在、個人番号の周知につきましては、税務住民課の窓口、それから2階のラックですね、町民の皆様が御自由に持って行けるラック等にその制度の内容につい

て御説明をするパンフレットを準備しております。それから、8月には「広報なごみ」で周知を図っております。で、10月に入りましたらですね、全戸に番号法についての小冊子をお配りをしてお読みいただいて御理解を深めていただきたいというふうに準備をしているところであります。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号和水町個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第57号 和水町手数料条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第2、議案第57号「和水町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第57号和水町手数料条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第58号 地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第3、議案第58号「地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） これは定住自立圏構想それに基づいての条例改正ではないかと思えますけれども、この定住自立圏構想もう政府が実施してから数年を、数年ですよ、複数年経過しております。で、この近隣、自治体を見回しても荒尾市、長洲町、南関町、それと山鹿市はそれぞれ定住自立圏構想を締結されております。なぜ、我が町はこの条例の提案さえ今なのか非常に私はですね、情けないですよ。この定住自立圏構想、当初は中心市、宣言された市と周辺自治体が協定を締結すれば1,000万無条件で国の方からお金がきてたですよ。それもひも付きではない。自由に使える金です。そして、それが今や500万増額になって1,500万になっております。周辺自治体にくるお金が。宣言都市、市、それが5,000万だったがそれが8,500万に増えております。それで、以前に締結しておる自治体にはその増額の1,000万から1,500万きてるのかどうかわかりませんが、従来どおりの1,000万かもわかりません。それを差し引くとですね、1,500万まで金額が上がった、上がるのを見越して、いやあ、それまで待ってりましたというなら、偉いですよ。逆に。500万増やすまで待ってたと、いうことであればですね。それともう一つ。今、国がですね、この定住自立圏構想その枠をもっと大きくして、中枢連携都市構想というのを打ち出しております。今、全国で六つの市がモデル地区として去年から動いております。そして、今年度もいくつかの市がこの中枢都市連携構想を打ち出して動いております。今年からしてるところは、モデル地区には指定されておられません。国はあと5年後に全国で64市のすべてをこの中枢都市連携構想に締結を指導しております。そこを見込んでですね、この条例にはそれを含んだところで条例改正を議案として上程すべきじゃなかったかと私は考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） お答えいたします。玉名市の方が中心市宣言ということで6月の議会のほうで提言をされました関係で、今の、9月の議会に和水町と玉東町の二つの町がこの条例の制定を上げております。おっしゃるとおり、各町の連携ということで、今、長洲町、南関町におきまして、四つの町でこれから連携の枠組みを12分科会におきまして60数項目にわたる分野で分科会をこれから開いていきたい。この条例の制定を受けまして始めていくということになっております。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 条例制定してあるところは玉東と長洲です。南関は。先ほど言った荒尾市、南関、長洲は県境をとり越して大牟田市と定住自立圏構想の締結を協定を結んでますよね。で、話に聞けば、玉東は熊本市が先ほど言いました中枢都市連携構想、それを打ち出そうとしてるんです。それに、玉東町は手を挙げようかとしているというようなことをもれ聞きます。その、中枢都市連携構想が協約を締結すれば、先ほど言いました1,500万なのか、いくらくるのかが私もまだ不勉強なところがありますのでわかりませんが、その1,500万、この定住自立圏構

想を締結、協定を締結した後にもですね、この中枢都市連携構想にまた協定を締結されるのか、この二つの構想があるのに、補助金ていうかそういう自由裁量で使えるお金がもらえるのか、定住自立圏構想というのはいくつも結んだっていいけれども、お金がくるのは1,500万。構想が違うから中枢都市連携構想も一緒に重複して協定をもし結んだならば、そちらのほうの補助金関係も来るのか。そこのところはどうですか。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） おっしゃるとおり周辺の市町村は1,500万、それと玉名市のほうが8,500万ということでございます。それと、中枢都市連携ということで、熊本市とも協定はできることでございます。て言いますのも、通勤、通学の割合が10%以上ということで熊本市の方から御相談にもあっておりまして、その連携というのも可能でございます。しかし、この交付税措置のある1,500万については、どこでも提携はできますけれども1,500万は一つしかこないということでございます。それと同じく長洲、南関さんは大牟田市と結んでおられますけれども、連携は玉名市ともしていこうということで今後分科会等に参加をされると。長洲町さんもいっしょでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 3回目になりますので、お聞きしますけれども、じゃあ構想が違ったとしても国の交付税措置ていうかそれは一つということですよ。それで、我が町の位置が、有明広域圏にあるから、宣言都市として玉名市が手を挙げたということで、そこと協議されるのも結構だと思います。で、私が常々、山鹿市とはどうですかと、何で山鹿市ということを使うのかというのはもういつも言っているとおりです。国が以前推し進めていた風土記ヶ丘事業。それが今、国の財政どうのこうので中止になってる。で、それを受けて肥後古代の森事業というように名称が変わって、県を主体としたところで古代のいろいろな遺物等を保護しようじゃないかというような措置だろうと思います。で、肥後古代の森事業、お隣の旧鹿央町、県立装飾古墳館がありますよね。で、隣同士でそういう同じような事業を展開してる。いろいろ予算の獲得どうのこうのについてもですね、綱引きあっこしてると。それをなくすためにも私はこの定住自立圏構想、もしくは、中枢都市連携構想それを利用したところですね、よりよくなるような方法で、せっかく旧菊水町時代の話ですけども、一般会計財政1年分は有に肥後民家村、江田船山古墳周辺を一帯とした整備事業には投資をしております。それを無駄にすることなくですね、今後、将来的にも、やはりせっかく江田船山古墳、昭和40何年だったかちょっと忘れちゃったけれども、国の指定史跡にされております。そして、出土品であるのは昭和26、7年頃国宝に指定されていたと私は記憶しておりますけれども、ちょっと年代の方は定かではありませんけれども、そういったこともあるしですね。それと町長がいつか話されましたよね、菊池川流域のどうのこうのと、菊池にある菊池城ですね、元の、防人のもりどころかなんかでしょうけれども、まそれを、から菊池川流域にあるそういった古代史跡、古代遺跡を連携したところで、文化遺産ていうかそういったや

つに登録をしようという気運が今あるということをお話になられておりますけれども、やはりそういうことを考えてですね、もうできるだけ私は早めに定住自立圏構想なり、中枢都市連携構想の協定をですね、そういった観点でいくつも結んでいいということであればですよ、もう早急にしたほうがいいんじゃないかと私は思いますけれども。その点いかがでしょう。町長。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 池田議員の御質問に答えさせていただきます。当初の質問から御指摘がございましたように、この和水町につきましては、定住自立圏構想の協定というのが遅れているというのはこれは事実でございます。それから、荒尾、南関、両町につきましては荒尾それから大牟田それから福岡南部の市町ででき上がった自立圏構想にお入りになったと。いうことで、非常に年々完成度が高まっているということも事実でございます。で、御指摘のございました、この我が町ということでございますけれども、この定住自立圏につきましては、もう数年前からですね、協議を進めてまいりましたけれども、あくまでも先ほどお話がございましたように、有明広域については玉名が中心であると、それから隣接もしてると。通学、通勤も多いということで玉名市をターゲットにして協議をいたしてまいりました。課長から申し上げましたように6月に中心宣言都市をなさいます、それに向けて協議に拍車をかけておるところでございますけれども、他方、山鹿につきましてはですね、これも他の市さんの名前が出てきますので、申し上げるのはいかがかなと思いますけれども、事実としまして、既に初歩的な段階での協議は進めておるところでございます。いかんせん、三加和地区それから菊水地区の一部もですね、山鹿圏とは非常に関わりがございしますものですから、お話にありました菊池川流域の古墳群ですね、この日本の文化遺産登録という部分も含めまして、また、医療機関の利用それから買物の利用、通勤、通学等々深い関わりがございしますので、今協議を進めさせていただいてるということでございます。御指摘のどことでもということにつきましては、これも何といたしますか、視野を広くしましてですね、必要であればそのお話し合いもしなくちゃいかんと思いますけれども、今現在、この条例の設置条例の前提となる、契約の前提となる条例の変更につきましては、具体的には玉名市、それから、腹案としまして山鹿市との連携も含んでおるということは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号、地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第4、議案第59号「和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第59号、和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号 平成27年度和水町一般会計補正予算（第5号）

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第60号「平成27年度和水町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 6ページをちょっとあの質問をいたします。これは説明があったかもしれませんが、消防車の地方債での610万、これはどこにどういう機械を導入されるか。これが1点。それと、2点目に教育課だったと思いますが、学校関係の修繕費がでております。20万、60万、これは総務課長の最初の説明ではこれはなんか飛ばしてあったような気がいたします。これを詳しく説明をしていただきたい。2点について質問いたします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい。6ページの地方債の補正で610万から1,020万ということで410万円の追加をしているところでございます。これについては、消防防火水槽がございまして、場所はちょっと後でよろしいでしょうか。調べてまいります。今あの当初予算では国庫補助を想

定しておりましたけれども、その国庫補助の方の内定がいただけなかったということで、当初の予算の中でその場所については御説明はしていたかと思えますけれども、再度のちほどお知らせをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） はい。補正予算書の16ページになります、小学校と中学校費の修繕費の内訳ということで説明をさせていただきます。まず、小学校ですけれども10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の中で施設需用費の修繕費、修繕料60万ということで補正をお願いしております。この内訳ですけれども、中央小学校分が40万。それから、三加和小学校が20万ということでお願いをしているところです。中央小学校のほうが予算残高が9万2,000円という状況でございますので、まだ半年ほどありますので今後の施設の修繕等の対応をさせていただきたいということで、中央小学校で40万をあげさせてもらっております。それから、三加和小学校で20万ということでお願いをしているところです。三加和小学校の現在の予算残が9万円ということで残り少なくなっております。それで、備品等の修繕や施設等の修繕が発生したときの対応ということでお願いをしているところです。それから、中学校費の修繕料で20万ということで計上をさせてもらっております。これは、三加和中学校のほうの分での計上ということで、三加和中学校のほうが現在の修繕料の予算残が1万円ということで少なくなっておりますので、これも緊急時の対応ということで20万を計上させてもらっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） これは一応、緊急時の予算の対応ということですか。すぐ、修繕をしなければいけないということの予算か、ここらへんはつきりお願いします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） はい。これはあの、緊急時の対応ということで計上させてもらっております。今すぐに修繕等をしなければならないといったような事案は発生しておりません。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第60号、平成27年度和水町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第61号「平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第61号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第62号「平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第62号、平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第63号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第63号「平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい。施設長にお聞きしますけれども、前年度、補正か。すいません、間違えました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） まああの、今回の補正予算の中身の説明を聞きますと、職員採用が2名分。経営分析に300万。建物の耐震の診断、処遇改善の補正がありましたように、夜勤手当の3.3%。一応私たちも厚生常任委員も天寿荘に行きました。研修をしました。その報告をした時、私は報告漏れがありますので、それもあわせて皆さん方に、質問なりその結果も、この夜勤手当の3.3%、これは天寿荘で施設長さんに聞きますと、あそこは6,000円夜勤手当をやっておるということで、我が町においては、いつも施設長が変わる度に聞いてみますと、職員採用が一番頭が痛い。そういうことで今日は読売新聞を見てみますと、介護職の辞める方が多いのでそれをなくすようにしたいということを、新聞はトップに出して載っ取りました。そういう環境下でございいます。それから老人ホームは、赤字赤字と最近呼ばれるようになりましたが、やっぱりあのこのこれ国が今言っているのは、あまりに基金をどこの老人ホームにも会計検査院等で行かれてたまっておるから赤字になつとると、そういう指摘もあつりますので、認識を私たちも改めなければいけない。そういうことでこの老人ホームの医療会計に、補正予算については、賛成をしたいと思います。3.3%、まだでも上げてもらいたいというような思いでございいます。施設長の考えをお聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 3.3%というのはですね、きくすい荘のほうは国の今度は、介護職員の処遇改善加算制度はですね、1から4段階までございいます。1番上の段階は処遇改善1という呼び名でございしますけれども、それにつきましては、介護報酬の5.9%まで処遇改善していいよというふうなことの拡充もあっております。しかしながら、やっぱりある程度の将来にわたっての原資がないと、その5.9%までの引き上げがちょっと難しい状態でございいます。極端に上げてしまつて、それから先下駄をはずされたといひますか、お金の補充ができないとなれば、職員の不安も増しますしですね、それよりまず、今ここに今回提案いたしました各種調査、それと耐震の調査、それと将来計画あたりをしっかりと立ててですね、その計画に基づいてその処遇手当なり、介護職員の手当あたりの引き上げ、それと人員の確保もですね、将来的にわたってどういうふうな収支がなっていくということもしっかり示しながらですね、御理解いただきたいと思います。やっぱり一時的にあの収益が悪化する場合もございしますので、そのへんもですね、その理

由あたりそれと時間悪化する原因、期間あたりもですね、しっかり御説明して理解を得ながら、皆さんの御理解を得ながらしっかりと経営を改善していこうというふうに考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今のところの答弁の中ですね、処遇改善という中ですよ。給料上げたらなかなか今度は下げられない。入ってくるとと出てくるバランスがですね、しっかりしていかなければやっぱり補填を補わなければいけないということです。ただですね、処遇だけを改善するだけじゃなくてですよ、やっぱりうちは特に町が持つてゐる施設であるということですよ、施設長がころころ変わること自体がですね、なかなか従業員さん、看護師さんがいられますし、介護保険士さんもいらっしゃいます。また、パートで来られる皆さん方がいらっしゃるんですよ。そこらへんをですね、トップとしてですね、どういう働きやすい、意見が言いやすいような環境づくりをしてやるかということもですね、一つその中に入れていただいてですね、やっぱり介護士さん達がです、介護してる職員の皆さん方がやっぱり自分の働いてる意義とかですね、そういうやりがいとかですよ、そういうことをやっぱりなかなか職場で難しいことばかりです。はっきり言ってですね。で、そんな中でそのトップである施設長がですね、それをうまく統括することがですね、トップリーダーとしての責務であろうと思いますので、やっぱりお金ばかりじゃないところをですね、しっかり補っていただきたいと思いますので、それについて、しっかりとした御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） はい。私の言葉が足りませんで申し訳ありません。蒲池議員がおっしゃるとおりでございます。この間施設長研修にまいりましてですね、熊本県の全部の施設あたりの施設長がまいってましたけども、その中で一番言われたのが、その職員がその離職したり辞めたりするのは、そのやっぱ人間関係だということで、賃金が少し他の所より安くても人間関係が良好であれば、皆さんしっかり一丸となってやりますよと。ですから、人づくりが大切と。その職場の中でも皆でこう協力する体制、物を言える体制、しっかりと組織を作りながら自分たちの意見もしっかり述べて、改善していくような体制をするというのが一番大切だなということをしつかりと認識するところでございます。ただいまおっしゃられたとおりお金ばかりじゃございませんけど、本当にその、組織といいますか、その働きやすい職場、誇りをもてる職場、必要である職場といいますか、きくすい荘の持つてゐる公立であるきくすい荘のしっかりとこう、なんですかね、町民の方々に支えられるといいますか、ためになるような施設に改善していきたいと。とにかくあの、チーム一丸となって、その働きやすく楽しい職場にしていこうというふうに考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） あ、ここにおられる皆さん方ですね、素晴らしい方ばかりですので、今の答弁でたぶんわかられたと思いますけども、皆さん方ですね、いろんな異動の中で今までしたことないこともありますけども、今のようなことをですね、しっかり踏まえていただいでですね、あの今後も頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第64号 平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第64号「平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この前最初の日、池田課長から説明がありましたが、この配管工事ですね、2カ所つなぐ、これをあと1回詳しく説明を、内容について、どういう工事か、何メートルぐらいひかないかんのか、300万ぐらいかかりますから、説明をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） お答えいたします。簡易水道につきましては、今年度ですね、江田川南側ですね、昨年給水配の範囲を拡大しておりまして、ロマン館あたりに、企業等もまいます。

すけれども、そちらへの給水ということですね、今年度予定しておりました。で、給水が現在、江田の集落内までですね、配管がされておりますけれども、その後の部分をですね、江田川の橋を渡してですね、今回、もう来週にはオープンになるかと思っておりますけれども、A Z ホテルの方へもですね、配管をいたしております。そういった中で、提案理由で申しましたけれども、当初見込んでおりましたですね、予算額に対しまして、今年4月から、人件費で申しますと約3.18%の上昇ですね。それと、諸経費、主に現場管理費におきまして18%、それから一般管理費におきまして39%のですね、経費率がアップしております、その部分に加えまして、交通規制等の県道にですね、配管してまいりますので、夜間工事にしなければならないというふうなですね、警察からの指導もございまして、夜間工事になりますと、それだけ、人件費等もこうアップするということですね、トータルいたしまして提案しております、工事費におきまして、304万8,000円この部分の増額をお願いしたいということで提案しております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 江田川橋のな、あすこの下の方を通すということですか。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） はい。橋梁のですね、下流側には、N T T等の配線がございまして、上流側にですね、ケタの横の方に、見ていただければわかるかと思っておりますけれども、ケタの横の方ですね、配管いたしております。はい。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号、平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第65号 字の区域の変更について

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第65号「字の区域の変更について」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第65号、字の区域の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第65号は、原案のとおり決定されました。

日程第11 議案第66号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計剰余金の処分について

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第66号「平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい10番。平成24年だったですかね、地方公営企業法が改正になってから病院、自治体が抱える病院事業について、云々をうたわれており、その、新法に基づいて移行する期間を3年間定めてあった。それが、最終年度である今年度平成27年、だからこの剰余金の処分について議案が提案されたと思いますけれども、和水町に条例がありますよね、和水町病院事業の設置等に関する条例、それに基づいていろいろ規則とか、規定等が設けられておりますけれども、この剰余金処分に当たって条例の改正、規定、規則の改定はもう既に行われているのかどうかを、まず、第一点としてお尋ねいたします。それにあわせて、もし条例改正がなされており、規定、規則が改定され、それに基づいて改定されているならば、この平成24年度に発令になっている、言うなら新法と表現いたしますけれども、この新法を全部適用した中で改定されているのか、それとも一部だけを用いるために改定されているのが第二点目です。

それと、減債基金というのが町にあるかと思います。町立病院は特別会計ということで、菊水時代から続いています。で、それにも、公営法にも積立金をしなさいという条文があったと思います。企業債、病院の改築等に使う建設で企業債を発行されていると思います。そして、この積立金、言うならば町で言う減債基金ではないかと、私は考えております。この減債基金は、将来、町債を発行する、公債を発行した時に繰上償還するための積立金のする、経済状況を悪化した折に取り崩して使うそのことが主な目的だったと私は理解を、認識をいたしております。で、新法がどうなっているか私も、昨日ちらっと見ただけで、全然理解できてません。それでこの剰余金、どうのこうのというのは財政関係ですので、先ほど言った質問にまた戻りますけれども、その一部準用というのは、財政関係だけを準用するのが一部準用なんですよね、新法を。それとも新法を全部準用するのか、その、二点お尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長（堤 一徳君） はい、今の池田議員の御質問と、和水町条例の改正、これがしているかというようなことだと思いますが、うちのほうが条例を制定したのが平成25年になります。4月1日からの施行になっております。その24年に地方公営企業法が改正されておりますので、それに則った、病院の設置条例をですね、作っておりますので、企業法の改正等の中身を十分にまかなっていると考えております。それと、ここでいいます、減債積立金の、なぜ今回処分をしたのかということだと思いますけれども、この点につきましては、地方公営企業法の改正によりまして、会計制度の改正が一緒になされております。その会計制度の改正が、26年の予算及び決算から、準用するというふうになっておりますので、その部分に合わせてですね、資本剰余金の処分ということで、今回お願いしております。これが地方公営企業法の第32条第2項によりまして、資本剰余金の処分はですね、今までは原則不可でありましたけれども、条例または議決により、可とするというふうになっておりますので、条例を制定することなく、議会の方ですね、議員の皆様方に、議決をしていただいて、公にしていってほしいというより、いいかなということで、今回、議案を提案してるところでございます。以上でございます。

（新法は、全部適用して改正したのか、一部適用して改正したのか。）

新法といいますか、今度改正された、地方公営企業法、これにをですね全部適用して、うちの方では、和水町病院事業の設置等に関する条例を、25年にですね、改正しているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい。じゃ、まあ、私は新法という表現をいたしますけれども、新法を全部適用して改正したという答弁でありましたのでお聞きします。

それでは、その全部を適用した場合にですね、町立病院に今まで、自治体職員が会計、特別会計といえども職員が携わっていたと、自治体の会計、財政関係等、企業会計というのは全然似ても似つかないやつですよ。得意な方が、企業会計が得意な方が、職員、失礼ですけども、職員の方がおられますか。その新法によりますと、外部からその管理者を招聘して任命することができるとなってるわけですね。公認会計士とか、そういう企業会計にものすごく精通した人を、その管理者におけるような条文になってるんですよ。全部適用するならそれをなんで執行部は素人が会計をするようなことをずっと続けるんですか。非常に失礼です。職員に企業会計がわかる方がいらっしゃいますか。詳しい方は。私も得意ではありません。そういう方を、専門職の方をですね、雇用しながら病院の立て直しを図るのも経営改善を図るのも一つの手じゃないんですか。ただむやみやたらに、という表現は悪いかもわかりませんが、一般会計から年間幾ら繰り入れてますか。それは自治体病院を掲げているから、特別交付税というのが、きてるのかもわかりません。しかし、現実是一般会計からの繰り入れでしょ。そのお金で、運営がなされているわけですよ。じゃあなぜ、病院の本当の経営改善を図るためには、そういった専門職をなんで

雇わないんですか。新法を全部適用するというならば、そういう条例があるんですよ。条例じゃない、法が。条文が。そういう人を管理者としておくことができるてなってるんですよ。それをたまたま、私、昨日見ました。そしてですね、もうこれは、今はどうなってるかわかりませんが、総務省が平成23年度からアドバイザー派遣事業というのがあってと思います。この病院事業会計じゃなくて、公営法、企業法に則った特別会計をしてる自治体に対して、いろいろな部門があります。派遣事業が。病院関係には全国で8名選任されております。その方々の派遣を総務省に依頼すれば、交付税措置としてそれをお金は返ってくるようになっております。そういう事業があるのにもかかわらず、なぜそれを利用されないんですか。私も昨日たまたま見て驚きました。こういう有利な事業があるなら何でせんとか。この剰余金処分、これは単なるですね、言うならばキャッシュフローでしょ。赤字を額上げたいがために、目的とは別個のことを議会に承認してくださいと言ってるんでしょうが。先ほど言いましたよね、積立金はなぜ、目的のために積み立ててある企業債の償還、繰上償還のため、それが赤字の額を消すためにキャッシュフロー的な関係でここに議案を提案されている。とんでもないことと私は思いますよ。じゃあ、将来、企業債に幾ら残っているか、額までははっきりわかりませんが、この企業債の残存、残がこのままでしたら一般会計から繰り入れて、企業債の償還、どうろこうろもせなんいかんような感じになるとじゃないですか。たまたま勘定科目の廃目とはなっていないからですね、勘定科目としては残るでしょ。しかし、来年度、企業債の残額、積立金の利息、それは自治体、町に報告の義務があるでしょうが、企業法には。来年度からゼロで報告するわけですよ。積立額ゼロ。そして積立金がないから、預金利息も発生してない。だから、企業債利息というのもゼロ。そういう感じになるんですよ。私は、法の改正によって3年以降、3年間の準備期間があるからといって、そういう手立てをなんもしないで、こういう議案を上げられるのは私は反対です。いや、質疑だから、反対、賛成は言うことはできません。いかがなものかと私は思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 池田議員の御質問というか、御指摘に対して、お答えをいたします。私自身がですね、例えばこのアドバイザー派遣等々につきましてはですね、認識が甘かったというより、ございませんでして、非常にこのへんは勉強不足で申し訳ないというふうに考えております。また、減債積立金ということにつきましては、ある意味では、赤字の場合はなかなかというところがありますけれども、その減債積立金に余裕がある場合は、利息のつく分については、なるべく返していった方がいいと理屈はよくわかります。本日の質問もよくよくかみ締めまして、検討させていただきたいというふうに思います。必要があれば、担当から御説明、御答弁申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長（堤 一徳君） はい、議員御指摘のようにですね、私たちの方が、まだ勉強不足という部分がですね、そのとおりだと思っております。ただ、あの、うちの方でもですね、実際

的に私たち役場職員から執行している者が4名おります。その4名の部分もですね、今後、病院の方ですね、直接雇って、病院の方の事務をしていただくというようなことで、今年度も一応そういう採用のですね、試験を行うことにしております。そういう形でですね、少しずつ病院、今度の全部適用によりましてですね、病院、病院だけで、独自にですね、事務処理をしていけるようにということで、計画を図っておりますので、よろしくお願いしておきます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい、最後の3回目になるかと思います。今、事務長の方から、今は事務部長かな、事務長じゃなくて、事務部長の方から、新規採用を病院独自にしたい、新法の方には、そうなってるんですよね、全部適用すれば、職員も、地方自治体の職員じゃなくて、病院、企業体の職員にきなさい。きなさいじゃなくて、そういう、そうすることが望ましいですよ、というような条文になってたと思います。それで、新規、新人、新入社員、中途でですね、もしそれを実施されるならば、経験者とか、いろいろな、企業会計に詳しい方、医療事務に詳しい方、そういう方々をですね、よければ、ハローワークを窓口として、町内におられるならば、町内の方を雇い入れるのが、一番ベターだと思いますけれども、やはり、門戸を広く設けてですね、やはり、優秀な人材を確保されるように、努めていただきますように進言をいたして、私の質問を終わります。

○議長（杉本和彰君）

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長（堤 一徳君） はい、御提言ありがとうございます。今後、そのような形でですね、やっていきたいと思いますのでよろしくお願いしておきます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第66号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計剰余金の処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 認定第1号 平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第12、認定第1号「平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算」を議

題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい。ページ63ページ、林業総務費の中で、ちょっとお尋ねいたします。林業総務費の中の緑の少年団補助金、これが20万円執行されていますが、この前の説明によりますと三加和小学校は、平成26年度をもって解散したとお聞きしましたが、その解散の理由について伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総合支所長 有富孝一君

○総合支所長（有富孝一君） 菊水地区については、四つの小学校ともですね、引き続き、緑の少年団が継続しているところですが、三加和の場合は、三加和小学校になりまして、もともとは、春富小学校に、緑の少年団がありまして、三加和小学校に統合されたあと、続けておりましたけれども、そちらの方の世話をされる方からですね、もうあの、これで終わりたいというような申し出がありまして、うちとしても、なるべく継続をお願いしたところですが、どうしても、27年度からはもうこのへんでというようなことで、27年度からはそちらの方が解散されたということでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今、解散の理由について答弁がございましたが、世話人の方から申し出があったということでございますが、その世話人さん方は年々、やはり継続しながら交代してこられたと思います。そのへんのいきさつは詳しくはわかりませんが、これまで緑化推進事業の一環として、結局は私たちの、息子の時代ですから、これは春富小学校ですが、もう30年以上になるかと思います。小学校単位で、緑の少年団活動が長年の伝統を引き継ぎながら、今日まで活動してきたわけですが、ただいまの説明で、その、解散の理由はわかりましたけれども、学校統合初年度をもって、その歴史が途絶えるということは大変寂しいし残念に思います。地域の子どもたちが、林業体験や、林業教育に目を向けさせる活動の場としてですね、その教育効果を非常に私は高かったと、これまで私、経過を見てきておりますけれども、そういうふうな思いを持っております。その点、町内から子どもたちの組織が一つ消えることに対して、担当課長としては、どう受け止めておられるのか、よければ答弁してください。

○議長（杉本和彰君）

総合支所長 有富孝一君

○総合支所長（有富孝一君） はい、小山議員が今、言われたとおりですね、私も非常にこう、三加和の方からですね、なくなるというので聞きまして、非常にこう寂しい思いをしたところでございます。ただ、27年度はですね、されませんでしたけれども、今後引き続きですね、三加和小学校の中で、三加和小学校としてですね、緑の少年団をまた、結成していただくように、働きかけは続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の課長の答弁を聞きまして、ちょっとあの、ほっとしたわけですが、平成27年度はまあ、ないということでございますが、それ以降につきましては、引き続き緑の少年団につきましては検討していきたいということでございますので、どうか一つ他の小学校にはあるわけでございますので、ぜひ、統合したなら、なお、勢いをつけて活動できるような体制づくりをですね、お願いしたいと、子どもたちのそういった林業に対する関心を高める一つの大事な私は組織だろうと思いますので、その点よろしくお願いしたいと思います。要望しておきます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） はい、これは、農水関係ですかね、農林業関係で、何ページかな、63ページです。林業振興費の中の一番最後のところ、一番最後じゃありません、3番目のところですけど、稼げる竹林整備推進事業補助金として、40万ほど載っております。この事業の内訳といいますか、内容的なことを、もう少し詳しく知りたいと思いますので、担当課長の方から御説明いただければありがたいと思いますけど。

○議長（杉本和彰君）

総合支所長 有富孝一君

○総合支所長（有富孝一君） この、稼げる竹林整備推進事業補助金40万円ですけれども、これについては、県の補助金40万円をいただきまして、それをそのまま補助として団体に補助しております。で、緑の里を元気にする会ということで、これ十町地区なんですけれども、十町地区の団体、会です。その、十町地区の竹林が荒廃しておりまして、その整備をするということで、県に申請をあげて、県の補助を受けて、竹林の整備をしたということでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 私がお尋ねしてるのはですね、県南の方で、この竹林の事業で、竹のバイオマス関係のあれでちょっと新聞をにぎわしたことがあるし、まだなんか、裁判関係でこうなってるんじゃないかと思います。そういうことでですね、あの、今の課長の話ですと、荒れてる地区を県の補助金を使って、整備をするという、そっちの方のあれだから、別に再度問題はないと思うんですけど、ただその、町内全体を眺めた場合に、非常に竹が増えてきてる、山に竹がこう増えてきてるのは事実なんですよ。そういう中で、いわゆる、そういうこう地区をきれいにするということだけじゃなくて、その事業的な、南関の方でもなんかあのそういうのが始まったという、バイオマスのあれが始まったということを聞いておりますので、そのへんあたり、執行部の方でこういう方向で持っていきたいとか、いうような考えがあればお聞きしたいし、そのへんを検討する気持ちがおありか、ないのか、もういわゆる、ただ単に補助金を使うという形で終わらせてしまっていくのか、そのへんのお考えを、ちょっと、お尋ねできればというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、森議員の御質問にお答えいたします。今、御指摘がございましたように、近隣の町で、かなり大規模になると思います。民間の事業者さんを中心に竹のバイオマスから、いわゆる竹材の利用までですね、通しましたいわゆる竹事業というのが、今、竹林にすればモデル地区を2カ所選定されて、それで、竹の切り出し、10月から始まると思いますけれども、開始されるところでございます。当然竹ですから、一地区ではですね、まかないが無理だということで、和水町も一緒にというような、お誘いもありましたし、また、お願いもいたしております。その状況を見ながらですね、既に、雇用促進協議会あたりが、なんといいですか、建設業の皆さんとか、あるいは、地区の皆さんだとかにはですね、御案内を差し上げる、あるいは、さきほど言いました、近隣の町の事業者さんも御説明に来ていただくというようなことも既に始めております。ぜひそれにのっからせていただいて、竹林の整備に役立てればというふうに思っておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 南関の方で、始まる事業につきましては、今のところ、私の耳に入ってきてるのはいいことばかりだなという形で入ってきておるんですけど、7、80人の雇用があって、そして、なんかこう、日当、時間賃金といいますか、あたりもかなりの、なんか、1時間1,000円とかってというようなことも、ちょっとちらっと聞きましたし、そういう形でこの事業をいわゆるこれは南関の方の事業ですから、いわゆる我が町にそういう事業展開ができるならこれはもう大きな一つの環境整備にもなりますし、ただその取り組みがたいへんだろうなということは思います。やっぱり持ち主の方との折衝とか、もちろん人材を確保しなくちゃ、切り出す人たちの人材を確保しなくちゃいけないし、その一つのモデルが南関の方にできるわけですから、そのへんあたりは一つ何とか事業的な形で起こせるならば、いわゆる是非執行部も検討してほしいなというふうに思います。一応、要望ちょっと予算が、ちょっと予算的にこう決算的に載ってましたので、それをこうどういうふうに今後生かしていくかというそういう意味合いからちょっとお尋ねをして私の、こういう事業を考えていくというのが今後の我々のこの地で住んでいく場合に非常に大事な要素になりはしないかなと、自分の私の希望を申し上げながらちょっとお尋ねをしました。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君）

総合支所長 有富孝一君

○総合支所長（有富孝一君） 先ほど町長が申しましたとおりですね、今モデル地区を選定されて行って、南関の方で行われておりますが、当然南関だけでは竹は足りないというようなことを聞いておりますので、和水、あるいは山川あるいは鹿北あたりでもですね竹林が多ございますので、そちらの方も将来的にはたぶん来年度、再来年度あたりからですね、入ってくるのではないかと期待しているところです。ただ、その竹を伐採されるのは全部使われるということですが、

全伐されるのか、あるいは親だけを残してもできるのかそのへんがちょっと危惧するところもございまして、まずは南関での展開を見守りたいと思いますし、南関町の役場の方とも我々情報を密にしているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ページこれは11ページをお願いしたいと思います。土木使用料の町営住宅の使用料のところをちょっとお願いしたいと思います。全体的に歳入決算額の状況を見てみますと、収入現額が収入総額が3,617万円、これは0.5%の減となっております。これは収入総額ですね。その中で町道が61万4,000円の減とこれは0.1%の減ということになっておりますが、関連してその中で土木使用料の町営住宅の使用料のところでですね、未収入金が636万7,940円あがってきております。この中身についてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 今の小山議員の御質問に対してお答えしたいと思います。町営住宅使用料につきましては、11ページの詳細部分にございますけれども、現年度住宅使用料が2,009万5,700円、それから滞納分、繰越分につきましては122万4,100円となっております。その合計が、収入といたしまして2,131万9,800円というふうになっておりますけれども、調定額につきましては、それまでの未収部分ですね、未収額がこれまでの未収額全額を調定しておりまして、過年度の未収部分が636万9,940円現在滞納額があるということでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ただいまの説明でだいたい概要把握ができましたけれども、それぞれ滞納の理由はあるかと思います。その中でですね、滞納期間の長い方でだいたいどのくらい、何カ月ぐらいあるのか、そのへんちょっとお聞きしたいと思いますし、請求、これは時効の5年以上は連帯保証人の再調査が法的措置あたりも視野に入れながら対応されてると思います。そのへんも含めてちょっとお尋ねいたします。どう対処されているのか。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 今申しました滞納額につきましては徴収にあたりましては、分納ということでの契約にいたしまして、少しずつでも納めていただくというふうなことでの対応をいたしております。若干の、若干と言いますか、数字的には調べさせていただきたいと思っております。で、よろしいでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 数字的なことにつきましては、またあとで答弁いただければ結構だと思いますが、いずれにしても滞納額ができるだけ膨れ上がらないように、平素からの滞納処理

ですたいね、これに努めていただきたいと思います。特にこのような形で地方収入減という形であがってまいりますので、そのへんは努めて一つ配慮していただきたいと、そのへんの対処の仕方につきましては、条例に沿った指導はできておりますかね。再度お尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 先ほど分納というふうなことでの徴収を行っておりますけれども、職員の方におきまして、夜間徴収で直接入金がなかった場合には、徴収にあたっているということで現在対応をさせていただいております。以上です。詳細の数字につきましては、滞納年限がどれくらい長期にあたっているかというふうな部分につきましては、ちょっと調べさせていただいて後ほど答弁させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時05分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、小山議員の質問に対し答弁漏れがありました。執行部の答弁を許可します。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） はい。それでは、小山議員の先ほどの答弁漏れについてですね、お答えしたいと思いますけれども、未納額が636万9,940円となっておりますが、現年分につきましてはですね、36万5,100円。そのうちのですね、発生しております。26年度の徴収率といたしましては98.22%の徴収率でございます。それ以外の分は、過年度分というふうになるわけですが、25年度までの未納額が722万8,940円ございまして、過年度分の収入済み額が122万4,100円となっております。その上で未納額が4,840円ということで未納額の徴収が16.9%納入があったということになります。それから、最長の未納分でございますけれども、平成15年から発生しておりまして、一番長い方で79カ月分の128万2,940円となっております。ただ、この方につきましては、毎月分納をさせていただいておりますので、確実にですね、未納額が減少しております。それから徴収権の消滅のこともあの議員のほうからおっしゃられましたように、5年ということになっておりますけれども、徴収を続け、本人が納める意思を持てばですね、それは継続されるということで、現在執行しているものはございません。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 一般会計ですけれども、監査委員に御質問いたします。地方自治体の財政運営については、三要素バロメーターとして計るには三要素が思います。一つは計画性、弾力性、積極性。その中で、決算審査意見書のですね、26ページになりますけれども、経常収支比率が今年度は5.4ポイント増で86.4%となっている。前年度比としてですね。それで、5.4ポイン

ト増、弾力性から言いますと70%程度が望ましい。いうならば、逆行で5.4ポイント増えてるわけですよ。硬直化に向かっているんじゃないかと。その点、監査委員さんとしての私見としてよろしいですので、御意見をお伺いしたいと思います。それと、もう一点。50ページの減債基金ですね、減債基金について、一番最後のほうに将来に備えこの基金の充実を望むものであるという文言で締めくくられておりますけれども、幾ら程度の積み立てが適当であり、適当でないという判断は、なかなか難しいところではありますけれども、監査委員さん、監査委員としてどれくらいが望ましいのか、もしお聞かせいただくならば、御意見をお伺いしたいと思いますので、その点いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

監査委員 竹下進一君

○監査委員（竹下進一君） 今の第1点目は26ページの（2）の財政構造の弾力性の確保の原則というところで、26年度の経常収支比率が86.4と、で前年度81.0ということで5.4%増えた。増えたから、財政が硬直化してるんじゃないかというお尋ねですかね。これは経済収支比率というのは、上のほうの人件費とか扶助費とか交際費が増えるという、ここまでは大きな比率じゃないかと思うんですね。これはどっかに書いてあったですね。経常収支比率は、この役場で作られた主要施策成果報告書というものの7ページに説明書がありますが、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、交際費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする各年度経常的に収入される財源と、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合ということで、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいる。こういう説明でございますが、26ページによりますと、いわゆる人件費、扶助費、交際費というのは、割合は前年に比べてそんなに増えてないと。何が増えてるかちゅうと、その下の方の、補助費というのがわりかし増えてるんじゃないかということで、硬直化が極端に進んでいるというふうには思っていないところでございます。それから、50ページの減債基金がどのくらい積み立てたらいいかということでございますが、これも多ければ多いほどいいんだろうとは思いますが、なかなか幾らがいい、適正額は幾らかというのは非常に難しいかと思います。実際、私どもで監査委員としても減債基金が幾ら必要かとか、幾らが望ましいとかいう検討はしておりません。全体として、いわゆる財政調整基金から14番の産業廃棄物処理施設振興基金まで、これ全部見たところで、その振り分けというのは、町長のほうで判断されることでありまして、特別これを見て「わあこれはちょっと極端過ぎはしないか」というようなことがない限り監査委員とすれば、それについて何か申し上げるということはございません。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい、先ほどと関連してお尋ねいたします。先ほど、歳入決算額の状況につきましてもちょっと伺いましたけれども、とにかく収入総額がやっぱり10.5%の減ということで年々その収納率が落ちてきていると、それに関連して質問させていただきますけれども、先

ほどその一つとして町営住宅の家賃滞納のことにつきましてお尋ねいたしました。今回はページ22ページ、これは貸付金のこれ収入のところをちょっとご覧いただきたいと思いますが、その中に奨学金の貸付金この返還金の問題、75万6,750円の未収入。それから過年度の奨学金の貸付金の返還金299万300円が未収としてここに上がってきておりますが、この内容の説明をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） はい。奨学金貸与事業の中での未納分と滞納分ということでの御質問でございますけれども、奨学金の貸付返還金の中で現年度分の未納金が75万7,000円。それから、過年度の分にかかる分が299万円という数字になります。それで、未納者ですけれども、現年度分26年度分にかかる分が6人でございます。6人です。それから、過年度の分にかかる人が7人でございます。重複してる方が4人おられるといったような内容でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい、ただいま平成26年度の未納者が6人と、それから過年度が7人、重複が4人という滞納者の数を今、示していただきましたが、滞納期間等につきましてですね、期限があると思います。それに伴いまして、やっぱり奨学金の返還の場合は卒業の月の1カ月後から貸与期間の1.5倍の期間までに返還しなければならない。という、決まりがあるわけですが、延滞した場合は延滞金として年14.6%ですか、これは延滞金を徴収するとなっておりますが、そのへんの現状はどうなっているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） はい。滞納者のいつ頃からの滞納が始まっているかというような御質問でございますけれども、合併以前からの滞納分が1人ございます。それで、合併後ににつきましてもですね、滞納があるというようなことで、その延滞金の徴収ですけれども、現在のところ延滞金については、徴収はしていない状況です。貸付金の元金のみの徴収といったような状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の答弁で大体わかりました。合併前から1人いるという説明だったと思いますが、現在その徴収してない。そういうような答弁だったと思いますけれども、そういった場合の連帯保証人はどうなっているのか。その事が一つと、同時に滞納者へのその行政指導はどうやってるのか。そのこともあわせてお伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） はい。連帯保証人の件ですけれども、借りている方は学校に通っている方が借りていると。それに対して保証人ですけれども、保証人については基本的にはその親がなられてる方がほとんどでございます。それと、連帯保証人2人いますので、その親と親の知人等というようなことで、徴収につきましては基本的には本人にしなければならないというようなことで対応してはいますが、本人が町外におられたりというような事もありまして、連帯保証人の方は町内におられますので、そちらの方を中心に連絡を取っております。それで、四半期毎の督促はもちろんでございますけれども、個別ですね、電話対応とか、そういった返還の相談とか、そういったのは随時電話等で相談をしておりますし、随時その徴収の方にもですね、職員2人で対応で出かけているといったような状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今のところに引き続きお聞きしたいと思いますけども、308万8,000のうち9万8,000しか入っていないということですよね。昨年度につきましては。保証人制度があるしですね、そこに対してのその、他のところに関してはその、それに対する滞納の利息が付くところもありますよね。その整合性のなさが、たぶんおかしいんじゃないかなと思うんですよ。それとですね、あるこれは聞いたところですね、議員の娘さんが、借りてて第一の保証人がその議員だということも聞いてますけど、それは事実なんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの御質問ですけれども、延滞金の取り扱いについてはですね、確かにあの延滞金取ってる税あたりについては取っているかと思っておりますけれども、奨学金の貸付けについてはですね、これまでも延滞金を徴収したことはないというようなことで、また、その延滞金の金額算出等についてもですね、複雑を極めますのでそういったシステムなんかを導入せんとちょっとそういった延滞金の計算とかはできないのかなといったような部分もあるかと思っております。それで、連帯保証人の中に議員さんがおられるかということでございますけれども、名前は申し上げませんが、はい。連帯保証人ですね。借りられてるのは、もう子どもさんということです。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 新聞記事等で菊池市のこととかですね、その、税に対しての滞納とかありましたけども、まさにこのこともですね、我々は議員報酬をいただいているということを認識してですね、たった9万8,000円しか入っとらんとですよ。そこらへんは議長、よかならですね、特別委員会なり、そういうことたしてですよ、我々は我々でしっかり身の潔白を出しながらですね、こういうことは町民の皆さん方に対して、やっぱ恥ずかしい限りだと僕は思いますので、議長、これに対してはですね、我々議員としてですね、議会改革もありますけど、こういうことがですね、町民に対しての不信感を一番に招く原因だと思いますので、やっぱ我々としてですね、

衿を正すべく話し合いを設けるべきじゃないかなと思いますので、議長よろしくをお願いします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） 決算書の75ページでございます。10款教育費、6目の学校統合事業費についてお伺いいたします。1節が報酬57万7,600円、9節旅費、費用弁償ですけれども、これが19万8,000円というふうに学校統合推進委員会の経費が執行されておりますが、これは番城の新築案を含めての諮問がなされたのか、どうだったのか、町長にお伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、番城の諮問というのは載っておらないと認識しております。

答弁をし直します。学校統合推進委員会の件ですね、直接の諮問ということではありませんが、先般の一般質問にお答えしましたように、資料としては、掲載はいたしております。

○議長（杉本和彰君）

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） 資料としては、掲載したということでございますが、どの程度突っ込んだ話が委員会の中で検討なされたのか、期間的には6月の30日から明けて今年の1月の17日までの期間5回にわたって学校統合推進委員会の検討会がなされておる。この間7カ月間を期日を用いておりますけれども、そういった中で当初これはこの予算を提案された時に、是非、番城案も含めてそのへんの検討はしてくださいということは一つの。私としては、条件的なところで賛成をしたところでございます。それが、なかみが見えないといいますか、そういう状況下でございますので非常に私としては納得し難いというふうに思います。さらには、答申が1月の27日に出ておりますけれども、これはB案が望ましいということでの対応をお願いしたいという一言でいうならそういう内容だったかと思います。しかし、その後の対応町長はこのへんについては全く無視された形での予算を提案されたということでございます。このへんは、私はそういうふうに認識しておりますが、町長いかがですか。そのへんをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） それは6月の提案が無視したということですかね。答申を受けまして最初の提案をさせていただきました。そこで何度かお話ししてありますとおり議決をいただけなかったその理由として、公約違反じゃないかというようなお声もずいぶん耳にいたしました。議会においてもさようであったかというふうに思います。ですから一般質問でも申し上げましたように、どうしても改修統合については進めさせてもらいたい。したがって、なんとか御承認をいただきたいということで金額の変更を。それからそれのみでは済まずなんとか統合のできる校舎を用意させていただいて、その後に御意見等を聞きながら、年次の計画で進めさせていただきますということでございました。ですから決して、無視したということにはならないかと自分では思っております。非常にあとの部分については正直言って重くのしかかっている部分ではござ

います。ですから、これは年次でも、やらせてもらわなくっちゃならないという気持ちは持っております。

○議長（杉本和彰君）

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） 町長としては後で協議しながらやっていこうと言うようなこの間から再三言っておられますけれどもそのへんわかりますが、しかし7カ月近くの時間を要し5回の会議を開いてさらには総額110万ほどの費用を使って答申案が出たと。これには真摯に受け止めていただいてこれはしっかり尊重して町長としては進められるべきではなかったかと、進めるべきであると思います。そういったことで今町長は縷々述べていただきましたけれども、私としてはこの本決算の認定につきましては、大変恐縮でございますが反対を表明しておきます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今のに引き続きですね、質問させていただきます。学校統廃合事業ですね、先日の一般質問の中でもボタンのかけ違いの中ですね、私は一般質問させていただきました。そして、その時統廃合推進委員会の予算に関しては「これをしてくれ」ということで認めたということもしっかり認識されてたと思います。そんな中で、これは答弁の虚偽の答弁だったということも認められましたよね。認めましたよね。僕は一番知ってるんだから、認めましたでしょ。認められました。その責任はどこに持っていけるのか今後。それとですね、今日それに基づいての熊日の記者さんのですね、前田記者さんの記事が私の一般質問をとらえてですね、またその後町長にたぶんインタビューをされたと思います。白紙に近い形ということを言われたところですね、私も聞きそびれてですね、そこまで捉えたかなと思いましたけれども、しっかり言われたと、私もあとからですね事実を知って、それであるならば白紙に近い形ということですよ、私と町長のやりとりの中で、これは番城グラウンド案も含めたところだと言うとは当たり前じゃないですか。当たり前じゃないんでしょうか。白紙に近いと私に言われるのであれば、まだちょっと3回目までしかないけんですね。ではそれがそれがですよ。今日の全協を15分早めてですね、説明がありましたけれども、まず私と話をするつもりがあるのならば、子どもたちのために話をしたいと言われるのであれば私はですね、話にはのらないといけないなと思う立場なんですよ、実際。だから、こういう言葉を出してるんですよ。それにはですよ、あなたが、町長が、今までボタンのかけ違いで、どれだけの我々に対することをされたのか認識されてるんですか。統廃合推進委員会に対しての予算に関しても虚偽の答弁、そして設計会社の567万円今回ありますけれども、それに対するC案の提出もされない。そしてなおかつライト設計を呼んでいただいて、我々に説明をしていただきたいと町長も家主かもしれないけれども、家と例えますけれども町長も家主我々も二代表制の中で家主なんですよ。そしてなおかつ一番大事な町民の皆さん方が呼んで説明をしていただきたいと言われるにもかかわらず、町長は自分の権利の中で出さない。それを白紙に近い状態で戻したいと思われるのであれば、それは番城グラウンド案も含めたところで協議をされるべきじゃないんでしょうか。私が言ってること意味わかりますか。あなたちっ

とおかしいと思いますよ。町長。おかしいです。我々に話をしたいと言われるのであれば、それは町長がとおられたから、統廃合推進委員会の予算も認めました。それは何なのかで、やっぱり今まで番城グラウンドに費やしてきたお金も幾らあるのか。そして、それをした場合にもう戻らないお金、反対に戻さなくてはいけないお金もしっかり含めながら説明をして、それも答申の中にいれていただくということがあったからこそ認めたわけですよね。虚偽の答弁に対して、どういう責任をとられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先程来、申し上げておりますように、資料には掲載をいたしております。諮問につきましては、改修による統合ということ、これは推進委員会さんの委員会の中での御討議でございますので、そこには中には入っておりませんでしたけれども、資料に載せている以上、無視という形ではないのではないかとこのように考えております。それから、C案につきましてはC案といわれるものにつきましては、再三再四お答えしておりますように、私の計画の中にはその当時のA案、あるいはB案ということで前提にしてお話をさせていただいております。確かに業者を呼んで説明をなさいと、してくれないかというような御意見があったことは事実でございます。と同時にまたそのまま進めなさいというような御意見をいただいておりますのも事実でございます。そこを御理解いただきたいというふうに思います。虚偽の答弁というか虚偽のつもりはありません。しかし、虚偽とおっしゃることであれば、それに甘んじなくては仕方がないと。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 先日私の一般質問の中で、虚偽の答弁ということを認められたじゃないですか。何で今日は違うんですか。そして、統廃合推進委員会の中の予算を審査する時ですよ、また何べんも何べんも僕は言わなくちゃいけませんかね、私が質問してますよ、今まで進めていた番城グラウンドの併設校という答申がでもそういう資料を提出してくれて。そして用地買収、用地の造成工事、そういういろんなもろもろ、そういうことも含めて8億5,000万近くその当時入ったので、それを説明してそれを答申の中に説明してですよ、そして答申をただ掲載してということじゃないですよ。あんた嘘やん。そして、そういう質問をして認めていただきたいからこういう答弁をされていますよ。「よくよく説明して、今申し上げましたことをしっかりとそれを説明して答申の中に含めます」と言われてますよ。実際いうて。また虚偽をするんですか、ここで。まだ虚偽の答弁をされるんですか、町長は。それとですね、統廃合推進委員会から答申があったと言われますけれども、またこれも同じようなことを言わなくちゃいけない。これ第5回最終ですね。学校統廃合推進委員会の会議録ということで、ここにありますが、町長の挨拶の中で、いろいろ議論があり、調整を図りながら進めていたが今日になってしまった。自分の方針としては、最大21億と考えている。進めさせていただきたい。答申について極力早く良ければ本日いただければありがたいと書いとるけん、そのとおりにされたわけじゃないですか。町長

の意向がだいぶ反映されているんじゃないですか、これは、じゃないんですか。どうぞ御答弁ください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御指摘の部分はそのとおりであります。当初、冒頭のお願いの挨拶につきまして、できれば期日も切迫しておるので、本日中にお願いしたいと。ただそれを私としてはこう思っておるということでございますから、その意見の反映というものは推進委員さんたちの御決定というふうにとらまえております。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） あのですね。僕はその21億を、答申を認めていただきたい推進委員会の皆さん方に提案されて、そしてなおかつ21億から6億9,000万にすること自体が、やっぱおかしいんですよ。そのおかしさがわからない町長がおかしいです。はっきりいって。それを認めた議員さんていうのはですね、僕は何なのかと思うんですよ。年次計画で議員がですよ、次の世代にバトンタッチをしていかなければいけないのにも関わらずですよ、年次計画で合併特例債も過疎債も30年の3月31日に切れるんですよ、そんな時の予算系はどがんふうにするんですか。そがんとを示さなければ認められないといってるじゃないですか。いつも。そして、2点、3点ですね、町長て、この議事録というのがあるんでですね、2点、3点変えないでください、答弁を。でしよう。先日は、うその答弁、虚偽の答弁をしたということを認められたじゃないですか。それ間違いないですね。それと、それに関してですよ、今のところで白紙に近い状態で、そして今日の熊日さんにもちょっと質問していただいていいかということで質問していただきました。そんな中でですね、結局は町長のところにインタビューにいかれたわけですよ。だから町長と結局は議員が今現在そんな中でやっぱ新築案も除外しない方針というの也被われているわけでしょ、実際にいうて。それがなければ白紙に近い状態という話なんかもともこないんじゃないですか実際にいうて。と思うんですよ。それとですね、なんかライト設計を出さないような案があったという誰からか言われたと言われましたけど、それは誰なんですか、議員なんですか、ライト設計をださなくていいというふうな言い方をされましたでしょ。それは誰が言ったんですか。町長の支持者ですか。議員なんですか。私は1回もそういうことを出してくれという意見しかでなかったんですけど。誰が言ったんですか、それを。この議場の場でしっかりと答えていただきたい。どうぞ。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まず、白紙ということでございますけれども、これは記者さんにも前段で書いていただいておりますとおり、そのことを申し上げました。それから、ライト設計をださなくていい。ちょっと記憶にありませんので。

（ちょっと休憩していいですか。）

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

(町長「ちょっと待ってください。ライト設計をださなくていいというのは、町民説明会でこのまま進んでくださいという意見も同数、あるいは同数以上ありましたでしょ。」と呼ぶ)

休憩 午後 1 時45分

再開 午後 1 時46分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御答弁漏れておりました虚偽の答弁ということですけれども、虚偽の答弁とは言えなくないというふうに申し上げたと思います。

○議長（杉本和彰君）

2 番 森 潤一郎君

○2 番（森 潤一郎君） 関連しまして、13番委託料のこの567万の予算につきまして、ちょっと質問をしたいと思います。今、蒲池議員と町長のやりとりがなされておりますけれども、私も従来ずっといわゆる567万の中の設計費の問題すべて出すべきだということで全協の場でも申し上げたし、あるいは一般質問の中でも私はかなり食い下がったつもりです。ただ悲しいことに町長はあくまで町長という職権でもって出しませんという一点張りです。その結果がですね、3月議会の一般会計の修正予算となってしまうし、いわゆるこの学校関係の議案がことごとく私自身が否決のほうに回らなくてはいけないというふうになってしまいました。これはですねあくまで町長、福原町長あなた自身の行動の結果ですよ。私の判断ではないんです。私はただ二元代表制でもって、議員として上がってきたから、ただ住民の代弁者として一つの行動をとっておるだけなんです。今後もうずっとこういう形になります。ですから今日だって567万のこの予算案に対する私が納得するような御説明をいただければ、私はやっぱり否決の側に回らざるを得ない。あえてここでお尋ねをいたします。こういう状況になってもまだライト設計のいわゆる設計、できあがった設計額全体を我々議会の場に示すつもりはございませんか。お尋ねします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 改修統合で進めない。どうすれば進められるかと、今日全員協議会で御説明をいたしましたけれども、そのあたりを耐震を先にやらせていただきながら、お話ししたいとそういうことでございます。

○議長（杉本和彰君）

2 番 森 潤一郎君

○2 番（森 潤一郎君） 耐震、耐震とおっしゃいますけれどもですね、これはただいままであった国からの耐震工事指導の工事を、ただテーブルにのせようとしていらっしゃるだけじゃないんですか。たまたま国の予算が、補助金が3分の1から2分の1にこれは27年度上がったからそれに乗ったという。私にはそういうふうにはしか見えません。私たちが望んでることは、もっと

素直に我が町の今後の教育というものをもうちょっと真剣にお互い考えましょうよということを言っているんですよ。福原町長は何を真剣に考えるつもりですか。それがなければですよ、私たちもこんな1年半近くもこういうばかげた行動はしませんよ。もっとですね、いろいろ福祉の問題、あるいは先ほどから池田議員あたりもおっしゃっておるようないろんな我が町の問題がいっぱい課題としてあるんですよ。一步も前に進まないじゃないですか。この学校問題も町長が、あくまで自分の考え方に固着されておるから。だから私は先般の一般質問の中でも荒尾市長の山下市長あたりの考え方も行動も一つの事例として紹介をしながら。そういう考え方はいかがですかという提起までしたじゃないですか。私はそれが政治家だろうと思います。あなたは政治家じゃありませんよ。こういう形ならば。じゃ私もあなたに対して選ばれてここに上がってきた以上は、とことん逆らうしかないという、やっぱそういう形にしかならないわけです。こんな不幸なことがどこにありますか。もうちょっと住民のために真剣に考えてくださいよ。何か反論があればお聞きます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 一つだけ耐震につきましてはですね、いまにわかに申し上げているのではなくて、私の計画の中でも耐震は耐震という部分で載せていただいておりますし、またこのポジションに座ります前も新築であっても耐震は先に進めなくてはいけないんじゃないんですかと申し上げてまいりました。そこは間違いございません。ですから決してにわかに耐震を利用しているというふうに私は聞こえましたけれどもそういうことでは決してありません。耐震は申し上げておりますように、これができなければ取り残されてしまう。それから児童、生徒、それから学校現場のモチベーションの低下にもつながる。だからそれは避けたい。そういう思いでございます。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 耐震の問題で今反論をされましたけれど、本当に町長はこの教育問題を真剣に我々野党議員とでも、もみをしたいということであれば、我々も言い分があるんですよ。この耐震の工事を全部、せんならせんでも良い方法があるじゃないですか。南小学校にみんな集まればよかったですたい。菊水の子どもたちは。その間、子どもたちも保護者の人たちも確かに、そこに集まれば、非常に不便な状態が出ます。それはしょうがないですもん。それは新しい学校を作るための一つの方策を、計画を立てているわけですから、そのくらいのことはですね、ちゃんと話をすれば住民の方々はお母さんたち、お父さんたち保護者の方々、あるいは子ども達もきっとわかってくれますよ。そこの2億をこないだやって、説明を聞いたなら2億2,000万もかかるじゃない、計画じゃないですか。なんでそんなにかけなくちゃいけないんですか。南小学校はちゃんと耐震ができていますから、教室だってひょっとしたらちょっと足りないかもしれない。でもそういうのは一時的なことですからプレハブで解決できるでしょう。やろうという思えばですね、金をかけんでやろうという方法があるんですよ。だからそのへんの気持ちがですね

あくまでもうかたくなになって見えてしまっているもんだからこういう形になっているということですね。悲しいことですけど、私は自分の自伝を申し上げて、このいわゆる26年度の一般会計の認定（第1号）これは反対せざるを得ないかなというふうに今思っていることを申し上げて、私の質問とします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今喧々諤々の討論があつておりますが、一応私もですね、学校統合推進委員会ここに予算が幾らあつとかな、100万だった。何だった。後からの予算は。73万だったな、費用弁償とか、そこで答申委員会にかけられて、答申委員会としては21億円で答申をしますと、答申をします。そしてそのあとに福原町長は提案が6億9,000万円と、そして後は年次計画でやりますということですね。この年次計画というのは、一応は6億9,000万に納まっとるばってん、28年度は3億円ですよ。29年度は3億円ですよ、30年度は2億か3億かなと思います。そういう小手先の提案じゃいかんとです。そこらへんが町民は「ああ安なるとばいな」とそこでは思うかも知ればってん、来年はまたせなん。この予算についても私はもったいない、そういうことだったと一応認めてしたわけですが、番城も一応、900何十万かの設計予算の時、番城も一応検討してくれというとは上げたわけです。賛成したわけです。それから聞いてみるとあんまし番城という話はここには出てないと、そしてライト設計が、11億円と21億円とまたC案があると、それで私たちはC案を、町長情報公開の時期だから、だしてございまして、どこに町長の権限が裁量権で、私はださんだったと。これはもう裁量権というのも、これは町長自身の裁量権な判断だから、そこをぴしゃっと出してさえいれば、このように紛糾はせんだったと思います。そういう統合推進委員会の件を21億円をまあ、反故になつとるわけですから、予算七十何万、九百何十万ですよ、ちょっとそこが900万と言うとかんとちらつと言つときますが、そういう予算を無駄に使っておりますので、私はこの一般会計歳入歳出決算書につきましては、こういう事に反対はしたくはないばってん、やっぱ議員として8割を私たちの責務ですので、この件については反対をしていきたいということでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 78ページの謝礼金と言うのがありますよね。学校費の学校管理費133万1,000円、内訳は80数万円と50数万円の心の相談員さんだったですか、先日池田議員からですね、その人が適切じゃないと、決算のいつかのときも言うたけど、どうなつとつとだつていうような言い方が、心の相談員さんは三加和中学校に1人、菊水中学校に1人です。誰かと言うのは調べれば簡単にわかるようなことですよね、果たして本当にその方は不適切な人物だったんでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 蒲池議員のほうから今お尋ねありましたけれども、現在中学校にはお

一人ずつ心の教室相談員が来ていただいております。特に先日の話ありましたように、菊水中学校における心の教育相談員の方につきましては、非常に子どもたちとのカウンセリングまでは至らないけれども、子ども達の対応、それから先生方との対応も大変よく、それから評価の面にいたしましても非常に高い評価をいただいております。真面目にそれから誠実に職務に専念されているということで校長からの正式な毎年いただきます勤務評定をいただいた中の評価でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） あの場合ですね、急に普通議員たるものがですね、個人的な攻撃はせんと思いますのでびっくりされて答弁がうまくできなかったのかと思いますけども、どこの課の課長でもそうですけれども、自分たちがした大事な部下だったり同僚だったり、そしてなおかつ来てもらってる人をですね、ケアしてやることは、この場でしっかり答えてやることを、まあいかんせんですね、結果的には言われのない中傷をされたということで教育委員会としては思っているわけですかね。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 先日の議会の中でも、私はそういういろんな話は聞いておりません。非常に評価も高い内容であるということで、こちらの方としてはびっくりした状態でございます。やっぱあの言われのない根拠のないことだと、私たちは捉えております。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 私もですね、びっくりしたんですけれどもはっきり言って、誰かわかるようなことをですよ、議員たるものがですね、個人的な恨みだったんですかね。どういうふうと考えられました、言われのない中傷ということでですよ。個人的な恨みだったんですかね。どのように考えました。私も不思議でたまらんとですよ。個人的な名前をもうあからさまにでるわけですよ実際いつてですね。私もその後、その時ですね、校長先生にはしっかり聞かれましたよね、その後はですね。そういうことも含めてですね、しっかり守る時は守っていただくような答弁をしていただきたいと思いますので、いかせん、議員がそういう質問をするとか思いもしなはらんどけんですね、そのように思いますけれども、今一度ですね、その人の言われのない中傷に対してですね、しっかりと答弁をお願いして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今ほど、蒲池議員からおっしゃられますように、私もその後きちんと確認いたしまして、本当にそういう事はあつてはならないし、私たちがもしそういうことがあれば指導する立場でもあるわけです。そういうことはないということを確認してきたところです。

そういうことを事実にはなかったというふうに私たちは捉えております。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。

休憩　午後 2 時04分

再開　午後 2 時30分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

3 番　蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君）　35ページ、国際交流費といたしまして174万円ありますよね。成果報告書の中で説明がありますけれども、これは1年ごとにですね、こちらに来てもらう姉妹都市である韓国の公州市ですよね、そこから来ていただく。そしてこちら側から1年ごとに行くというような交流です。これはもう長きにわたって菊水町時代から勧められたものと思っております。そんな中で、決算書を見てみますと和水ひょっとこ隊15名とありますけれども、これに対して経費は全額町から負担されたのか。それと、町長はひょっとこ隊に町長になる前かなられてからも何かその関係がありましたかね。ちょっとそこらへんの御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長　福原秀治君

○町長（福原秀治君）　ひょっとこ隊は、お誘いを受けて踊っておりました。

○議長（杉本和彰君）

総務課長　高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君）　手元に資料がございませんが、確か費用弁償として旅費相当額を町が負担をしております。総額を町の方で持てばそうなりますが、ちょっと今資料を持っておりません。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。

休憩　午後 2 時33分

再開　午後 2 時35分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長　高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君）　失礼いたしました。公州市との国際交流にかかりまして韓国公州市へ訪問をしたところでございます。実は、前回公州市長が本町にお見えになった際、ひょっとこ隊が踊りを披露されました。それを見られた市長が是非、今回公州に来てくれという御要請もございまして、ひょっとこ隊15名の方々に御同行をお願いをしております。旅費につきましては、2泊3日の旅程でございましたが、1泊分は自己負担をいただいております。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。

休憩　午後 2 時36分

再開　午後 2 時46分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長　高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君）　先ほどの答弁に誤りがございました。再度答弁をさせていただきます。2泊3日の旅程で訪問をいたしております。町の議会、それからひょっとこ隊、行政の職員合わせて22名でございます。パック料金が6万3,090円、1人あたり。それから、海外の乙地の日当が3,600円ございますので、この3日分10,800円、合計いたしまして7万3,890円が1人あたりの経費でございます。それから、1泊目につきましては、公州市で御面倒を見ていただいております、2泊目を私どもの方でお支払いをしているということです。それから、日当の中から食費等々かかりますので、その食費代4食分4,800円を日当から引かせていただいているというところでございます。ですから、自己負担は日当の中からお食事代をいただいたという計算でございます。合計いたしますと旅費につきましてが、162万6,000円、それからあちらに訪問した折のお土産ですね、記念品として木調家の作品を我が方で買い上げて公州市の方にお贈りしております。合計で174万1,000円でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番　蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君）　行かれないきさつはですね、実は私も知っておりました。公州市からですね、確かに来てくれというようなこともあったかと思えますけども、しかしながらですね、それには福原町長の奥さんも行かれたとお聞きしております。そして、なおかつ選挙から6カ月あまりしか経っていないという中で、自分自身も和水ひょっとこ隊に入られてたと、我々選挙で選ばれた人間としてですね、これちょっと不適切じゃ僕はないんかなと思うんですよ。はっきり言ってですね。これは選挙で勝った、自分が入っていた、所属したところと一緒に行くというような感じなんで、僕もいろんな会に入ってますけども、僕だったらですね、まずしません。議員として。町長としてしかるべき判断の誤りじゃないかなと思えますけども。御答弁がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長　福原秀治君

○町長（福原秀治君）　そこは素直に御指摘のとおりだと思います。といたしますのがですね、私もそういう御要請があったというようなことでですね、こりゃ逆にひょっとこの方行かにやいかんばいというような事でございました。家内につきましては、私が行けないものですから、代わりというような思いでですね、仲間に入れさせていただいたということも事実でございます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 町長のですね、認識がおかしいところはですね、奥さんを入れたことがまたおかしいんですよ、はっきり言って。そこがおかしいんですよ。町民目線に立った場合ですね。これは僕はちょっと問題がありすぎるんじゃないかなと思ってます。実際言ってですね。やっぱり確かに所属されたところだから、そして選挙から半年あまりしか経ってないわけです実際言うて。今までそういう事例はあったんですか。その結局ですよ、なら向こうから要請があったといってもですね、町の予算として174万1,000円を計上したわけですよ、決算としてですよ。それをですね、今までと変わったことをする場合ですよ、今まであったのかどうかもお答えしていただきたいと思いますけども、やっぱりいかせん、町長が所属していたところ、そしてなおかつ奥さんが行かれたことがですね、この重大なことへの認識の甘さがですね、今の町政に反映しているんじゃないかな僕是指摘したいと思っております。なんかですね、僕は言いたくないんですけども、選挙で勝ったけん、お世話になったけん、連れて行ったように言われてもおかしくないようになるんですよ。それは、答弁があると思いますけども、言い訳の答弁があると思いますけども、しっかり肝に銘じてですね、このひょっとこ隊の15名の方々のですね、この方々に僕は何を難しくせつけてるんじゃないですよ。やっぱり町長になられたからですね、やっぱりそこらへんはしっかりと自分の、こういうことを言われなくて済むようにしなければですよ、いけないにもかかわらずしてしまったことなんですよ、これは。それを指摘したいなと思ってます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） これは御指摘のとおりでございます。今後肝に銘じて、それから、家内の分につきましては、遅きに失しましたけれども、御返金をさせていただきたいと、そういうふうに思います。ただ、これだけは理解してください。自分がいたから、それが脇が甘いんだよと言われればそうなんですけども、決してそうでは、脇が甘いというのはそうかもわかりませんけども、意図があって行ったわけでは断じてございません。これは、たつての御要望があったということでございます。そのところは御理解いただきたいと思います。再度申し上げますけども、家内の分につきましては、遅きに失しましたけれども御返金をさせていただきたいとそういうふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

2 番 森 潤一郎君

○2 番（森 潤一郎君） 介護士のところでちょっとお尋ねしたいんですけど、これちょっと一般会計の中の、主要施策の成果報告の中に載ってる部分ですけど、包括継続的ケアマネージャーの支援事業というところでですね。これは一般会計だからだめですか。すみません。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 皆さん改めましてこんにちは。3番議員の蒲池でございます。私は認定第1号、すいません。申し訳ありません。認定第1号平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算書に対しましての反対討論をさせていただきます。先日の一般質問の中でも指摘させていただきましたが、学校統廃合推進委員会の予算の認めた時の質疑の中で、町長の答弁の虚偽、まさに虚偽ですよね。それに対して、しっかりと町長は一般質問の中で認めました。その金額が76万8,000円決算金額となっております。それと、菊水地区区域学校施設改修等整備計画策定業務の中に567万決算であっております。これに対しましても、常日頃から一般質問並びに質問の中で言わせていただいておりますけども、C案に対しての提出、そしてその設計会社の我々の安心安全、子ども達の安心安全をしっかりとしたいと、認識したいという思いの中でライト設計さんを連れてきていただいて、そして説明をしていただきたいという純粋な思いも理解していただかず、このような決算になっております。そういう中ですね、先日の熊日の中にもありましたけども、今後協議をしていきたいと言われますけども、あの一般質問が終わってもう1週間近く、10日くらいありますけども、なにとして話をする余地はございません。今後もですね、このような形でいかれるのかなと危惧しているところであります。私といたしましては、前回も言いましたけども、しっかりとですね、町民の皆さん方のため、子ども達のためと言われるのであれば、やっぱり反応するべきじゃないかなとそういう思いの中で、この認定第1号、平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算書に対しましての反対の弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） こんにちは。賛成討論をいたします。監査委員が2人で監査されてなんら審査意見書、それを見ても適正であると言われておりますので、私は賛成をいたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 7番議員の小山です。私は、認定第1号平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算について反対討論を行います。平成26年度和水町一般会計歳出決算書の支出済み額は70億8,535万4,271円となっておりますが、その中には学校統合事業費として学校統合推進委員会5回開催分の委員報酬57万8,000円と、同じく学校統合推進委員会費用弁償5回分14万1,000円、さらには同じく学校統合推進委員会食糧費2万2,000円等が執行されておりますが、この学校統合推進委員会は、昨年6月30日に町長の諮問機関として発足、年5回開催されてきましたが、既に学校統合推進委員会を立ち上げる時点で、町長は議会からの要望でありました、小中併設校の番城案を選択肢の一つとして学校統合推進委員会に取り上げることを約束していたにもかかわらず、結局選択肢から除外してしまったことは、議会としては認められませんし、約束違反であり、議会軽視の措置はまぬがれませんし、なおかつ虚偽発言とみなし、承認することはできません。これまで、学校統合問題では混乱を招いた原因はいくつもありますが、根本的な要因は福原町長が

間違った住民運動をあおったことはまぎれもない事実であること、これまで何回も追求してきたわけですが、今日の学校統合問題をより複雑化し、必要以上に混乱を招いてきた背景にはこの大事な学校統合推進委員会への当初の対応のまずさが起因しており、諮問答申にもそれが現れているといっても過言ではありません。結局、耐震改修案はA案の11億円と、B案の21億円の二つの案が示され、結局最終の答申はB案の21億円となりましたがこの結果についても後で波紋を呼ぶことになってしまいました。よって、平成26年度中に執行されました学校統合推進委員会の事業費につきましては認めるわけにはいきませんし、平成26年度一般会計歳入歳出決算につきましては、以上のような理由により承認できませんので、反対を表明し私の反対討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） 5番議員の荒木でございます。認定第1号平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算に対する賛成討論を行います。平成26年度収入済み額79億8,728万725円、支出済み額70億8,535万4,271円の歳入歳出につきましては先ほどもありましたように、2名の監査委員さんの認定も受けております。また意見書等を見ても、なんら不明な点、不備な点はありません。この認定第1号につきましては、決算でございます。予算から補正予算、いろんなことを積み重ねてまいり、そして歳出済み額70億余りの決算が出たわけでございますので、私は賛成をするものでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） こんにちは、2番議員の森です。認定第1号平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算書に対して反対の立場から討論をいたします。全体的な数字としてはですね、認めざるを得ないような数字でありますけど、私は先ほど質疑の中でも町長に申し上げたように、学校問題についてですね、どうしてもこの設計費の問題、扱いの問題、納得がいくところがありません。二代表制をとっている以上町長にも権限があるように、我々議会にも権限があります。その権限をいわゆる片一方の権限者から侵されるという結果のこの委託料の扱いの問題、これが載っている限りは他の部分は例え正常な形で載せられておってもどうしても認めるわけにはまいりません。それは、我が和水町議会の権威を損ねることになりかねませんので、そういう立場から私は反対をしたいというふうに思います。以上、反対討論終わります。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） 6番松村です。私は賛成討論をいたします。和水町一般会計、認定第1号平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算書に対する賛成討論をいたします。全協により、私たちは9月17日、18日2日間、執行部により内容についての説明を受け、それからまた、2人の監査意見書も出ており、適正と認めこの和水町一般会計歳入歳出予算に対しての賛成討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 認定第1号平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算に関する認定について反対の意見を述べます。平成26年6月13日、6月定例会に学校統合推進委員会事務費代154万9,000円、決算額は114万9,000円を提案され可決。6月30日に第1回学校統合推進委員会を立ち上げられ、統合のあり方の検討が7カ月間を有し5回にわたり委員会が開催され、今年1月27日に学校統合推進委員会より施策の方向としては、開校は29年4月1日を目指す。二つ目に学校施設整備については、和水町学校施設改修整備計画で示されたB案の整備が望ましいとの答申がなされました。このことを踏まえて、3月4日から7日にかけて、保護者住民説明会を開催され、B案事業費21億円での整備案を説明されたところです。さらに26年9月10日の定例議会において、整備計画策定委託料958万1,000円、決算額567万円を提案され可決。平成26年10月15日に㈱ライト設計と整備計画策定業務委託を締結し、平成27年1月19日に整備計画A案11.7億円、B案21.1億円の概算事業費の提示がありました。議会全員協議会ではA案、B案のほかに一件があることは認めるも、事業内容の公表は町長の裁量権の範囲内を盾に、今日に固持されて、発表に至っておりません。町長は114万9,000円の費用を使い、協議検討した答申を全く無視、7カ月の時間を有し、5回の検討会はなんだったのでありましようか。多額の費用と時間が全く無駄だったことは住民不在、議会無視であります。また整備計画策定、概算設計A案B案、さらに1案も、俗にいうC案は再三の公表を求めながらも応じない町長の行為は町民、議会の知る権利を奪う行為であり、さらには設計者の説明を要求しても要望に応じず、説明責任を果たすことなく今日に至っております。以上のことから平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算認定には反対いたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。討論ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 認定第1号平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算書について賛成討論を行います。この決算の中身は町民の福祉、暮らし、教育、町民の暮らしの全般にわたって大事な決算内容であります。昨年の3月の町長選挙、町議選以来、いろんな議論が行われてまいりました。町長選挙の結果を受けて現在の福原町政は公約の番城グラウンドに学校建設をするのを中止し、その後耐震工事による中央小学校統廃合建設事業、さらに菊水中学校の耐震性

○議長（杉本和彰君） すいません、傍聴席でカメラの方ですが、許可を取ってからお願いいたします。傍聴規定がありますので。すいません。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） そういった福原町政の公約を実現することが町民の負託に応えることであります。その立場から申しますと、26年度の一般会計歳入歳出決算は妥当であるというふうに考えます。その点から賛成をするものであります。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私は反対討論を行います。和水町一般会計歳入歳出決算書の反対の理由

としまして、福原町長は選挙で当選をされたから、それでいいじゃないかという話があります。ありますが、一般質問で私はしました。議会の民主主義は議会であると。町長もそういうことを認められました。最高議決機関は国会においても国会の議決が必要でございます。それと、二元代表制でございます。まあ、そういうところ前置きをしまして、ライト設計の900万を超える金額、この時も私たちはC案があるということを知りまして、出してくださいと申し上げましたが町長はこれは出せない、町長の裁量権と、裁量権というのがどこに法律にあるのか、どこまでが裁量権か、私はこれは情報公開で出していたかなければいけないという思いがします。この900万を超える予算でございます。それから、統合推進委員会において114万9,000円、これは費用弁償も含めまして、そして、統合推進委員さんには21億円をまとめていただきたいという要請をしながら6億9,000万円という数字に21億円を統合推進委員さんにはお断りを入れなければいけない、そういう筋でございます。先ほど言いましたように、年次計画じゃ、これは私たちは到底、いつ、来年幾らいるか、再来年幾らいるかそれも知らなくて賛成するわけにはいかなかったわけですので否決したわけでございます。和水町議会がこのように混迷しておりますのもやっぱり二転三転という言葉がありますように、まさにそのとおりです。町長、私の答弁で七転八倒という言葉をおっしゃいました。本当に町長ももがき苦しんでおられると思います。やっぱりこれは1日も早く、子どもがかわいそうというのはみんな一緒です。ここにおける執行部の皆さん、議員の皆さん、傍聴席の皆さん、一緒だと思います。そういうこともあります、この歳入歳出決算書につきましては反対の討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 1 番議員の生山です。認定第 1 号平成26年度和水町一般会計歳入歳出予算について賛成討論をいたします。私は厚生常任委員会、建設経済委員会、総務文教委員会の総務文教委員会に所属しておりますけれども、学校統廃合関係の各種補助金起債等も含めた予算に対して、また補正予算に対して、監査報告結果も踏まえまして、住民の福祉増進に寄与するべく適切に処理執行されていると判断いたしましたので、認定第 1 号平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算について賛成いたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第 1 号平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、認定第 1 号は認定することに決定しました。

日程第13 認定第 2 号 平成26年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第13、認定第 2 号「平成26年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳

出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号、平成26年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第14 認定第3号 平成26年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

○議長(杉本和彰君) 日程第14、認定第3号「平成26年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番(笹渕賢吾君) 質疑をいたしますが、平成26年度は介護保険料が値上げをされました。それで、3年に一度の改訂ということでこれまでやってきておりますが、平成25年度の介護保険料ですね、それから27年度の介護保険料、これについていくらやったかお聞きをします。

○議長(杉本和彰君)

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長(今村裕司君) 平成24年から平成26年度までの介護保険料月額5,400円で、平成27年度からの介護保険料が5,800円となります。以上です。

○議長(杉本和彰君)

12番 笹渕賢吾君

○12番(笹渕賢吾君) 1年ちょっと間違っていました、実はですね町民の方から、今年度もそうですけれども、前期の場合が県内で2番目に高いと、介護保険料がですね、そういう面でもっと安くならないのかという話もたくさんいただきました。今年度も値上げをされて、基準額も上がっているわけですが、所得の多い人はその分ものすごく率としては上がっているんですね。それは十分説明もされてきましたのでわかるんですが、ただこれだけ基準額が上がると余計その分が高額の所得の人も上がっているというふうに思います。ですから、やはり私は町長にもお願いしたんですが、やはり介護保険料はですね、なるべく下げると。そうしないとですね、払いたくても払えないという人もでてきておりますので、是非そのへんはですね、今後検討していただきたいということを述べておきたいと思います。一応予算案にもですね、介護保険料これまで反対

をしてきましたので、反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 私に対するお言葉でございましたので、お答えを申し上げます。もちろん議員の皆様も、それから私も、介護保険に限らずですね、町民の皆様の負担についてはできるだけ低減したいという考えは皆さん同じだと思います。今回の介護保険におきましてもですね、笹渕議員のお話にもございましたように、従来は従来の5,400円、これは県下で最も高い方の1町であったと、今回はやむなく御負担を上げさせていただくという結果になりましたけれども、極力、その上げ幅を抑えましてですね、対応させていただいたつもりでございます。笹渕議員のおっしゃられる意味合いはよくわかりますので、重々検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 2番森です。先ほどちょっと私、一般会計の方でちょっと間違えまして、申し訳ありませんでした。実はですね、私自身、厚生常任委員会の方に身を属しております、笹渕議員はいいなあ、ちょっとうらやましい思いでした。俺も反対したいけど、厚生委員が反対するわけいかんしなど。いわゆる介護保険料どんどん高くなってるということですね。ちょっとですね、町長に是非お尋ねしたいのは、一つ、杉本議長宛てにですね、調査請求書というのがこの介護保険の問題で出てきてるんですね、一般の方々からですね。その町長にお尋ねしたいのは、町民の未来を考える会の女性の方々から出てるということですね。確か町長はおなりになる前に町民の未来を考える会の事務局長をなさっていたというふうに思うんですけど、いわゆるおっしゃってる意味はわかるんですけど、ただその私がこれを是非お尋ねしとかないかんなど思ったのはですね、杉本議長のいわゆるなんちゅうかな、いわゆる老健施設であるとか介護施設あたりに彼が関係しているからかどうかわかりませんが、いわゆるこう、そのことがかなりこうのってるわけですね。一応議会としては議長名でもって調査請求書の調査についてという回答書が出ております。それで、議運の皆さんとか、一定の解決を図る。あるわけですけど、出された御本人方々はどれだけ納得されているのかなという一面は残ってます。ただ、私が取り上げたのはですね、いわゆる杉本議長自身は介護施設あたりを直接の運営ということじゃないでしょうけど携わられて、ある面で、我が町のいわゆる老健、老人のお困りの方々に対する施設をされて、一定の社会的寄与をされてるという、私はそういうふうに捉えてるもんですから、そこに対して中傷的な形が出てきておるとするのはあんまりいいことじゃないかと、こら是非、こういう場で議長の名誉を回復してあげたいなという思いでお尋ねをしてるわけです。介護保険料はそりゃ安いに越したことはありません。ただ、やっぱり仕組み、かれこれ、老人の高齢者がどんどん増えてると、まあそういう中で、いわゆる国も非常にこう頭を抱えてるそのこの介護費でありますので、ここは初め介護費の問題あるいは高齢者介護の問題、費用的に非常に大変な問題が横たわっておるのは事実です。ですから、そういう中でやっぱりこの問題について町長はどのように日頃

思っておられるのか、そのへんをお尋ねできればなという思いでお尋ねをしました。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 支障があるといけませんので、一般にお答えを申し上げます。施設が増えればその分、その市町村においては介護料が上がるんじゃないかという、そういうお尋ねだと思います。この分につきましては、いろんな要素がございますもんですから、介護料の。

（「私にはそれはわかっているんです。ただ、この調査請求書に書かれている方々がそのように思っておられるような感じがしたもんですから、そういうことを・・・」というものあり）

○町長（福原秀治君） なるほど、なるほど。はい。

（「私は厚生委員ですから、わかってますよ。」というものあり）

○町長（福原秀治君） まあ、そりゃそうですね。ただ、お断り申し上げましたように、議員はおわかりですが、一般的なということですね、お答えを申し上げておるわけでございます。介護保険料にはねるかということになりますと、はねないとは申し上げられないということが言えると思います。ただいわゆる相対的な福祉ということで考えた場合ですね、じゃあ施設はあった方がいいのか、ない方がいいのか、というようなことにつきましては、これはまあ町の裁量という部分ではですね、施設というのは大切な存在であるというふうに考えます。あとは調査委員会さんの方に回っていると聞いておりますので、御判断はそちらにお任せといたしますか、はたからの口出しは今この場ですべきではないと思いますので、一般的なこと、施設というのはやっぱり町にとっては大事なものであるということだけを、申し上げさせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 町長のお考え、わかりました。私もやっぱりこの高齢者ですね、ある程度の年金があって、ちゃんとしたそのそういう施設あたりに入っていて支払いが可能な御老人はさほど私も問題ないと思うんですけど、いわゆる払いたくても払えないとか、あるいは行きたくてもお金が、収入がないからやっぱり行けないとかですね、やっぱり、そういうふうな問題が今後たぶん出てくると思います、我が町でも。そういう意味からも、施設はあるにこしたことはないわけですので、あとは行政がどういうふうなフローを資金的にやっていくのか、一般財源を使うのか使わないのかいろんな難しい問題が今後は出てくるかと思っております。そういう意味合いから私自身非常に関心の深い問題ですから、議員である限りはもうしばらく厚生常任委員会に身を置きながら勉強させていただきたいなとそういうふうに思っております。私は杉本議長の名誉を図る意味で質問をしたわけですので、そのへんは一つ町長の誤解のないようお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 介護保険料もですね、本当に大切な事業です。高齢者の方がおられますが、いっぱい、和水町も37.8ですか、%ぐらいなっとなるようでございます。そういうことで、大変施設のなかじゃ、やっぱり本当に家で介護はなかなかできない。私もおふくろを持っておりますが、なかなかできない。老人ホームにお世話になっておりますが、大変ありがたいと思っております。介護保険料は上がらないのが一番いいわけです。国民健康保険も上がらんほうがよか、そうばってんこれを上げんならば国の方からいろんな問題があるということで、12番議員はいつも国民健康保険には反対します、私は反対をでくんならしたいです。そうばってん、そんな時の町長の答弁はいつも決まったように検討します、それは町長は本当にされるのか。まあそこはちょっとおきまして、そういうことで、介護保険というのは大切な事業でございます。そういうことで質問しますが、質問の中身は、4ページの滞納繰越分普通徴収保険料、これは40歳から払うわけですが、この中身について、一つ、何名でいらっしゃるのか、何回ぐらい払っておられないのか、わかるならばできる範囲内、詳しく説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 決算書の4ページの、節で申し上げますと、2の現年度分普通徴収保険料の収入未済額148万6,020円につきましては、これは26年度分の滞納の未収入の分で、40名で、期別にしますと195期分になります。それからその下の3の滞納繰越分普通徴収保険料の収入未済額109万2,550円ですけど、これは平成25年度分でございます、28名の155期分になります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） これは一応わかっておりますが、確認のため、どういう回収方法をやっておられるのか、介護保険についてはおそらく保証人とかそういうのではないと思いますが、そこらへんも、徴収方法、保証人はなかと思いますけども、合わせて質問します。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 介護保険料につきましては、常時督促等を出しながら、滞納の方にですね、随時督促を出しながら徴収を行っている状況でございます。で、介護保険料につきましては、その決算書の不納欠損額の欄にございますけど、今年度26年度91万790円を不納決算として落としておりますけど、介護保険料の場合、2年で不納欠損、2年間で不納欠損ということになりますので、なるべく早めに徴収等を行いながらですね、不納欠損できないような努力をしている状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号、平成26年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算書を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第15 認定第4号 平成26年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長(杉本和彰君) 日程第15、認定第4号「平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 私もですね、先ほどの森議員の方からありました、公開質問、調査請求書ですね、その中の、中ですね、我が町が持つてる老人ホームですね、これにも結局は関係してくるわけですよ、これは。結局保険料のアップにつながるんじゃないかというようなことですよ、実際言うて。わかりますよね。そんな中で、町長自身は町長になれる前は、和水町の、町民の未来を考える会の事務局でおられました。それに対してですね、僕はこういうことが出ること自体がですね、どうなのかなと、ちょっと文面を、最初の文面を読ませさせていただきます。別紙、疑義の内容、議員の職務の一つに町民の生命と財産を守ることがあるとよく耳にいたします。また、老健施設、介護施設等の福祉施設が1つ増えると介護保険料が上がるとうわさで、うわさで聞きました。本当でしょうか。我が和水町には、町議会議員、ましてや、議長という職責をなされておられる方がデイサービス春富とデイサービスはなむれの二つの施設を運営されているとか。自分らが定めた規則を破るような行為、1議員としてそれを束ねる長としてモラルはどこに持ち合わせているのでしょうか。このことが、介護保険料の値上げの要因の一つならば、権力を振りかざし、町や町民の財産を私利私欲のために食いつぶしていると言わざるを得ません。よって和水町議会政治倫理特別調査会において毅然たる調査をなされ、厳重な対応を望むものであります。私達家庭の財布を預かる身の弱者救済のためにもよろしくお願い申し上げます、とあります。これを見たときですね、僕は唾然としました。結局ですね、これに対して町としてはどがんふうに思われます。町も施設を持つてるんでしょ。大事な町民の皆さん方を、今まで和水町のために頑張っていたいただいた方々をですね、しっかりと我々が支えていくという中で、町として、町民、病院の中にも持ってますし、そしてなおかつこういう施設も持っているわけです。それもこの中に含まれているんですね、実際は。その中で、そのトップである町長としてはどのように思われますか。そしてその和水町の未来を考える会の事務局をされていたということですけども、それに対してどのように思われますか。

○議長(杉本和彰君)

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 町民の皆さんの御意見ということにつきましては、ここではコメントを差し控えさせていただきたいと思います。それから、先ほど申し上げましたように、一般的には施設は大事なものであるというふうに考えておりますし、今後でもですね、なんといいですか、施設を出していただく、あるいは増設していただくというような事案につきましてはですね、積極的に検討をしていきたいというふうには考えます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） この文章を見た時ですね、僕は本当に唖然としました。このような

○議長（杉本和彰君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 3 時45分

再開 午後 4 時00分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴席は静かにお願いいたします。

3 番 蒲池議員

○3 番（蒲池恭一君） まあ、よろしいです。まあ、結局はちゃちゃが入りましたけども、はい。私といたしましてはですね、これが出されたことがですね、町としてもしっかり考えていかなければ、結局町もこれを持っていることによって町民の皆さん方の保険料が上がるというようなことにつながるわけですね。ですよ、もちろん。ただ、私が懸念するのはですね、町長になられる前にこの和水町、町民の未来を考える会の事務局であられた町長が、の後援会じゃないんですかね、わかられませんが、おられたところでありますので、そういういきさつ上、個人的な攻撃に見えざるを得ないというところも指摘させていただきたいと思ってます。そんな中で、答弁の中にもありますけども、しっかりとした介護施設としてですね、議長は登録もされて、そして介護福祉に寄与されているということを申し添えて、私の質問に代えさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 予算の歳入歳出、それぞれ、収納率99.9%、97.6%、ともに100%ではありませんけれども、前年度に比べてですね、繰越額の減額が50%を超えてると、なっておりますけれども、その要因の分析なり検討はされましたか。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） たぶんですね、施設に入られてそのあと病気とかですね、去年はノロウイルスじゃなかったですか、確か、それが発生してその分で病院とかに入院されますとですね、それは減収につながってくると思います。その分の要因はあるかなというふうにご

ります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 一般会計から繰入額がありますよね、26年度から。確か、私はそう記憶しております。今年度も繰入金が一般会計の方から繰り入れされていると私は認識をしております。それで、そういう一般会計からですよ、この繰越額相当額、前年度はこの半分ぐらいだったですかね、1,500万ぐらいだったと私は認識してたんですけども。繰越額があるなら一般会計繰入金はいらんじゃなかですか。それと、午前中、処遇改善等うんぬんで条例改正あり、一般会計補正も通りました。処遇改善することによって職員の意識向上を図る、意識改革を図る、それは非常に重要なことだと私も思います。先ほど、施設長は昨年度ノロウィルス、どうのこうのというのを言われました。入所者の家族の方、それと訪問者の方々からですね、どういう声が聞こえているか御存じですか。施設は以前よりも汚い、目に届かないところはとてもが見せられない。そういうのが原因として、一つの要因としてですよ、昨年のノロウィルスが発生したんじゃないんですか。私も因果関係がどうのこうのというのはわかりません。知識がありませんから。しかし、素人考えとしてですねそういう考えも出てくるわけですよ。そりゃ、処遇改善で職員の意識改革を図ることはとても大切です。だから、申し添えたいのはそういう指導をですね、徹底してほしいわけですよ。今後、入所者の家族の方々とか訪問者の方々からそういう声が聞こえないように職員の教育を徹底的にしてくださいよ。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 私は今年の4月から特老の施設長をおおせつかっておりますけども、今年からはですね、まず施設の中に各種委員会をつけて、利用者の方とか、家族の方そういった方々の意見をなんて言いますか、施設の資質向上を目指しております。それと、衛生面につきましてはですね、毎日1回清掃活動、なんですか、アルコールといいますか、次亜塩素酸というやつですけども、それでふき掃除をして、隅々までやるように7月でしたか、今からですから、8月ぐらいから徹底してやってるところでございます。それと、訪問者にきれいに気持ちよく訪問していただくようにですね、私自身もまず見た目じゃないですけど、玄関先からイメージアップはかりながらきれいにしておるところです。清掃もですね、草刈り等についても、伸びたらすぐ切るということで、いつもきれいに見た目が大事、見た目が大事というと語弊がありますが、まず最初に入ってから美しいのが第1番。それと隅々まできれいにするように徹底して今はかっているところでございます。議員がそうおっしゃられればですね、さらにですね、職員の方にこういったことも聞こえるからより一層頑張ろうということで、職員に、指導しながら更にいい施設にしていきたいというふうに思います。どうも御指摘ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 施設長が言われるように、4月からですよ、職員異動で特老の方に

施設長として赴任されたのは。で、今聞きますと、8月頃からそれを徹底してしてるということです。なおさら一層ですね、本当にそういう声が届かないように、よろしくお願いしときます。してるからということにあぐらをかかないですね、なお一層の努力をお願いしときます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号、平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

日程第16 認定第5号 平成26年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第16、認定第5号「平成26年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号、平成26年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第17 認定第6号 平成26年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第17、認定第6号「平成26年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この件についてはですね、大変一般会計から繰入金で5,954万1,000円と

ということで、町民にとっては水道事業はなくてはならないということは認識をしております。そして、加入率が405戸と90%ということ、説明がっております。そういうことで、この簡易水道事業についてはあと一息だと思しますので、担当課においては一つ90%を少しでも100%に近くなるように、大変頑張っておられると思います。私はそのように評価をしております。課長、答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） ありがとうございます。頑張らしていただいておりますけれども、対象戸数が450ということでですね、約10%の未接続の箇所がございます。ただ、計画当初におきましてですね、既に合併浄化槽等の設置をされていた家庭等もございまして、残りのですね、10%についてがなかなか接続が進まないのが実情でございます。ただ、県及び町の方からですね上限20万ということで、補助金の手当も今年度あっておりまして、広報等すすめながら、積極的に今後も努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号、平成26年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第18 認定第7号 平成26年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第18、認定第7号「平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） この特定地域生活排水処理事業も公共下水道事業が設置できない地域をカバーする事業、一つ前の公共下水道のところで、ちょっと質問すべきではなかったかと思いますが、そういう関連の事業であるということで、あえて言わせていただきますけれども、地方公営企業法、その非適用事業の中にですね、簡易水道、観光施設、宅地造成、公共下水道、介護サービスがあります。それで、新法では第2条第3項に任意適用事業として、今上げました事業をやってもいいよという条文があります。それで、将来的に考えてですね、町長、特別

会計事業全般に当てはまるんじゃないかなと思います。その他という項目もありますので。それを、地方公営企業法を準用するような方向性、導入をする、導入をなさいてまでは言いませんけれどもですね、いろいろな事業が結局一般会計の方から繰り入れをされて、して、成り立っているといえば語弊があるかもしれませんが、足りない分をカバーするだけだからですね、一概にはそうは言えませんけれども、やはり独立した会計事業としてですね、その公営法を適用して、専門職というか、そういった方々を雇い入れてですね、経営改善とか事業改善をどうすべきなのかというのを真摯に考えられるお考えはありませんか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 水道事業につきましては、御指摘のとおり公営企業法に合致する事業でございます。国の方向としても、なるべく公営企業法の適用ということで、今のところ指導ということじゃありませんけれども、方向性としてそういう方向性が示唆されております。検討していかなくちゃいかん部分だと思いますので、また御指導、御協力をお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） それと、総務課長にちょっとお尋ねします。今回この地方公営企業法が改定されて、自治体の病院事業を含んでですね、ガス事業とか、電気事業とか、軌道、汽車ですね、の軌道事業、それと自動車、そういったものが新法の方で全部適用した公営企業にしないというような改正だと思うんですよ。そこでですね、総務省の方からそういった通達どうのこうのがきているかどうかちょっと確認したいんです、お聞きしたいんですけれども。特別交付税ですよ。特別交付税を減らすがためにそちらの方に移行するのかなど。公営企業とした場合、特別交付税が減額になるんじゃないかと私は1人ちょっと心配をしているところがあるわけですよ。そういったのは総務省の方から、省令ていうか通達文かなんかきてますか。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） すいません、質問のあれとちょっと違いますけれども、下水道関係等につきましてはですね、下水道事業、簡易水道事業等につきましては、先ほど町長述べられましたけれども、今現在ですね、3万人以上の都市人口を持つ都市等につきましてはですね、32年度までに公営企業法での営業を行いなさいというふうなことでの意向を、の文書もきております。うちの場合には3万人以下となりますので、努力しなさいといったですね、そういった方向に進むということですね、そういった指導は実際行われておりまして、その研修に今職員は参加しているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 特別交付税にどのように反映されるかという件につきましては、調査をさせていただきたいと思います。まだその件について通知を私はまだ見た記憶がござい

せんので、研究をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号、平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

日程第19 認定第8号 平成26年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第19、認定第8号「平成26年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 全員協議会でも触れましたけども、現在、春富財産区において万が一の災害に備えた森林保険には加入されていないとのことでしたけども、間違いないでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

住民課長 石原民也君

○住民課長（石原民也君） ただいまの生山議員の御質問にお答えします。春富財産区の森林保険の加入についてということですが、この森林保険は国営で運営されておりますが、山林の火災、風水害の立木の損害の補償ということですが、これまで春富財産区では加入はしておりません。ただ、玉名森林組合の方ですね、その保険の申請窓口ということで一応見積もりということでお尋ねしておりますけど、現在、財産区の面積が20.3ヘクタールほどございます。それぞれ、木の種類、それから樹齢、面積に応じまして保険金額がそれぞれに違います。20.3ヘクタールの合計額につきましては、保険金額が5,780万ほど、その保険料につきましては、保険金額の約3%を保険料としてかかるそうで、16万8,820円ほどかかる予定になっております。財政上、予算もありますので、今後財産区の管理人さん、管理会等もありますので、いろいろ検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 今、山林に対して特に人工林は木材価格が安いからということで、山の価値はないと捉えられている方がほとんどだと思います。しかし、森林の果たす役割は、水を作

る、空気を作る、土を作るといった多面的機能を持った、お金では買えない動植物を含む、全ての生き物が生きていくためになくてはならない存在であり、森林は町の貴重な財産であります。今後またいつ起こるかわからない災害に備えて、先人たちが次世代を思い、大切に育ててこられた森林を守り続けていく上で、やはり災害に対処できる森林保険は入るべきだと思います。全ての森林に保険を加入すると金額も大きくなってしまうと思います。限られた予算の中ですので賛否両論あるかと思いますが、今後、森林保険のメリット、デメリット、含めた中で検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

住民課長 石原民也君

○住民課長（石原民也君） ただいま生山議員の方から貴重な御意見いろいろありがとうございました。今後確かに今まで春富財産区として貴重な財産でもございますので、今後より良い方向に検討していきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 町、春富財産区というのは、結局は植林された山ですよ。ほかにも町有林というのがあってと思います。それと、私が通っていた頃は、小学校には学校林というのがありました。たぶん学校林というのは学校の財産、管理になってはいないかと思っています。それと町有林というのは町の普通財産だろうと思っています。この春富区もですよ。いうならば、こういったら先人の方に怒られるかもしれませんが、和水町になってここだけを春富区、財産区としてですね、残しておくのもいかがなものかなと、個人的に私は考えるところであります。将来的にですね、やはりもう町の普通財産として管理した方がいいんじゃないかなと。地元の方々とそりゃ精一杯協議はせにやんて思いますよ。そちらの方が、将来的にわたってですね、ここを本当に守るのであれば、もう高齢化になっているわけですから、将来的にわたってここを管理できていくのかなと、1人心配しとるわけですよ。せっかく先人の方々が、何かに使われるためにという思いで植林をされて、話に聞けば、何10本かは腕で抱えられないような、木があるとお聞きしました。今は安いかわかりませんが、やはり経済的な変動によってですね、木材が再度注目された場合は価格は上がってくるんじゃないかなと思うわけですよ。まあ、そういうところを考えられて残してくれていいなはったつかもわからんですけどもですね。町としての考えとしてですね、将来にわたってもまだずっとこのような特別会計として残すのか、それとも、町の普通財産に組み入れて保護していくのか、お考えあったらお聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えを申し上げます。この春富財産区につきましては、地域の方々、特に御年配の方のお話を伺いますと、春富小学校で腰弁当で手入れに行ったというような思い出というか、思い入れもあるようでございます。そういう思いも大事にしながらいかんというふうに思いますし、また、池田議員の御指摘もごもっともでございますけれども、今、即答という

より、即答は求めておられないと思いますけども、議会の方とも、また、とりもなおさず今この財産区に関わっておられる皆さんともですね、お話をしなくちゃいかんなと思いますので、答えとしては留保させていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 思い入れというのは私もあるわけですよ。中央小学校の学校林にかむろ石のちょっと手前にですね、あるんですよ。低学年の時は高学年の方々に連れて行ってもらって、鎌でねざらえをした思い出があります。そすと、蜻浦の方に町有林があります。そこがちょうど私達が小学校の頃に山火事に遭いました。それで改植でまたそこにも植林に行った記憶があります。そういったところに点々とあるわけですよ。それを、財産管理をどここことするんじゃないかって一つにまとめて管理した方が管理しやすいんじゃないかなと思うわけですね。今、学校林にしても、今の児童生徒はたぶん、学校林でどこだろう。先生達もたぶん知らないんじゃないかなと思います。「学校林であつとですか」というような答えが返ってくるかもわかりません。本当にそういう先人達の思い入れ、いろいろあると思います。そしてやはり、管理する以上はぴしゃっとした管理をしなければいけないと私は思うわけですよ。そこで、できればですね、町の普通財産に統一して管理した方が管理しやすいんじゃないかと思いますので、一応、一つの案として提案をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第8号、平成26年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算書を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって認定第8号は認定することに決定しました。

日程第20 認定第9号 平成26年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第20、認定第9号「平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第9号平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

日程第21 認定第10号 平成26年度 国民健康保険和水町立病院事業会計決算

○議長(杉本和彰君) 日程第21、認定第10号「平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) 決算の審査意見書の方の23ページになりますけれども、第30表、病院医業費、医業費用決算の状況ということで、25年26年度、2カ年対比で記載されております。その中で、減価償却費が前年比に比べて2,136万1,000円の増額になっておりますけれども、この理由としてですね、なんなのか、金品購入された機材、高額なやつがなければ2,000万も増えないと思います。それで、それとあと一つ考えられるのは、私が先ほど来申し上げてる地方公営企業法人法が改訂になって、リース機材も減価償却できるというような法整備が出されております。それで増額したのか、どちらなのかお尋ねいたします。

○議長(杉本和彰君)

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長(堤 一徳君) ただいま御質問の部分は後者の方のですね、リース物件等が減価償却の方に入ったということになります。

○議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) そのリースされてる機材、まあ、聞いてもわかりませんが、たぶんわからないと思いますけれども、一応なんの機材なのかよろしいですか。

○議長(杉本和彰君)

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長(堤 一徳君) 申し訳ございません。私がここに持つてる資料の中にはですね、リースに代わった部分、リースから減価償却に代わった部分のどういう部分かというのがちょっと持ってきておりませんので、あとでお答えしたいと思います。

○議長(杉本和彰君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第10号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって、認定第10号は認定することに決定しました。

日程第22 報告第3号 平成26年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(杉本和彰君) 日程第22、報告第3号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長(高木洋一郎君) ただいま議題となりました報告第3号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由の説明を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により次のとおり平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。平成27年9月14日提出。和水町長福原秀治でございます。

提案理由の中身を申し上げましたけれども、財政健全化法に基づいて御報告をいたすものでございます。1番の健全化判断比率でございますが、健全化法は地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の早期健全化を促すために施行された法律でございます。本町の健全化判断比率につきましては、御説明申し上げますが、その前に、標準財政規模という単語が頻繁にでてまいりますので、この標準財政規模について若干説明をさせていただいた後、御説明を申し上げます。標準財政規模は、一般会計の標準的な規模を指す指数でありまして、健全化指標を計算する際の分母にあたるものであります。具体的には、標準税収入額、普通交付税、地方譲与税の和で求められまして、標準的に収入し得る計上一般財源であります。わかりやすく言えば、会社員の給与総額にあたるものだとお考えいただければわかりやすいかと思います。本町の標準財政規模は約45億円程度で推移をしております。まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計のみを対象としておりまして、収支が赤字になる場合の標準財政規模に占める割合を示すもので、本町の場合、一般会計などの普通会計については赤字が出ておりませんので掲載はございません。同じく連結実質赤字比率、これは普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となりまして、これも全会計の収支が赤字である場合に数値が出ますが、この場合、本町の場合は資金不足が生じておりませんので掲載はございません。実質公債費比率、これは、普通会計、特別会計、企業会計、それから本町が加入しております一部事務組合、有明広域行政事務組合ですとか、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療連合等を加えたものが対象になります。この標準財政

規模に占める公債費の割合の過去3年間の平均値でございまして、本町におきましては、実質公債費比率は6.4%でございます。将来負担比率については、実質公債費比率の分子となっております、各会計の総和にさらに第3セクター、この場合は株式会社菊水ロマン館を加えたものが対象となりまして、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合、対する割合を示すものでありまして、本町の場合はその将来負担比率の数値はございません。言え、将来負担すべき負債に充当可能な基金が存在しているというところでございます。4指標とも、括弧書きにございます、下段に括弧書きがございしますが、これは国が示します健全化判断比率を示しております、これを下回っておりますので、健全な財政運営がなされている状況であるといえます。これは監査委員さんの意見書にも記載されているとおりでございまして。最後に、資金不足比率については、公益企業会計のみを対象として資金不足額が事業規模に占める割合を示すものでございます。本町の場合、いずれの公営企業会計も資金に不足を生じておりませんので、不足比率の数値は出てまいりません。これは、以下、別紙に、26年度和水町普通会計健全化審査意見書としてそれぞれの事業会計について監査委員から意見を、意見書を添付させていただいております。以上、報告第3号平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告の説明とさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） 本案について質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 資金不足どうのこうのというのはあれですけども、町立病院の事業会計のことでちょっと先ほどというか、企業債の処分、剰余金として処分しましたよね。企業債の中には、病院で建設どうのこうのした時に企業債とそれと過疎債を使ってますよね。その過疎債は病院の企業債の中に入っているかな。入ってなくて町の方で過疎債を一本で管理されてますか。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時50分

再開 午後4時52分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によって、会議時間を延長します。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 池田議員の先ほどの質問についてお答えを申し上げます。過疎債と企業債両方借りているのではないかと。過疎債につきましては、町で起債を起こして町が返済をしております。その病院に関わる過疎債の償還部分、金額については病院からいただいてそれをお支払いするという形でございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 動議を提出します。池田龍之介議員の辞職勧告決議案を7名で提出をいたします。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時54分

再開 午後5時31分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、杉村幸敏君他6人から池田龍之介議員の辞職勧告の決議案が提出されました。本決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

起立しないものは、反対とみなしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。それでは、本決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、池田龍之介議員の辞職勧告の決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第1 池田龍之介議員の辞職勧告の決議案

○議長（杉本和彰君） 追加日程第1、池田龍之介議員の辞職勧告の決議案を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、池田龍之介議員の退場を求めます。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 私は除斥するには、異議はありません。しかし、この提案理由には私は言っていないことをかくも言ったように書いてあります。私は名誉棄損で杉村幸敏他6名を訴えます。除斥します。

（池田龍之介君退場）

○議長（杉本和彰君） 提出者の説明を求めます。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 池田龍之介議員の辞職勧告決議案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提案理由の説明を行います。池田龍之介議員は去る9月15日開催の和水町議会定例会一般質問の中で和水町立菊水中学校の心の相談員に対し、公開の議場において指導能力に欠けていると侮辱、批判、誹謗中傷した発言は心の相談員本人に対する人権侵害とプライバシー侵害にあたり絶対許すべきものではない。また同時に坂梨前町長個人の名前を出し、しかも全く事実無根の就職あっせん虚偽発言は名誉棄損に相当し、議員としての発言の事由を大きく逸脱しており、ともに議会の品位を汚した責任は免れない。よって、ここに地方自治法第132条の規定により池田龍之介議員の辞職勧告決議案を提出するものであります。以上です。

○議長（杉本和彰君） これで、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） 5番荒木です。この理由、提案理由に対してですね、これは提出者にいうよりもですね、議会、議長に対してこれは本当にこんなのか、こういうのを検証する必要もあるんじゃないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 提案理由につきましては、ある程度、ある程度じゃないです、一応聞き取り調査もしております。そういうことで私たちは人権問題ですので提案をしたわけですので、これは本当に人権問題というのはいへんな問題です。この小さな議場で町民の方の個人名に変わらないような名前もでて、あのような発言でございますので、そういうことで提案をしております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 提案理由の中に2行目ですが、公開の議場において「指導能力に欠けている」と発言をしたというふうにあります、これは事実ですか。それが1点。

それから、その下で、事実無根の就職あっせん虚偽発言というふうに書かれておりますが、これは本人と関係者にいろんな事情聴取のような形で意見を求めて、その上で本当のことはどうか真実かどうか。これをまず調査するのが大事だと思いますけれども、その点について伺います。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今、共産党議員の笹淵議員の2行目、これは議員もここにおられる方もみんな聞いたと思います。それで、私はこれは答弁をする必要はないと思います。あとの点については、尋ねております。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 僕は提案者だけいいかんか、僕は提案者でした。

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

2 番 森 潤一郎君

○2 番（森 潤一郎君） 私は決議案に対して賛成の立場から討論したいんですけど、いいですか。

○議長（杉本和彰君） まず、原案に反対者の方、議員さんいらっしゃいますか。原案に反対の方。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 1 番議員の生山です。池田龍之介議員の辞職勧告決議案について、反対の討論をいたします。議員必携によりますと、発言の取り消し、または訂正というところで議長の職権により取り消す方法、法律129とあります。ここで議長が取り消し命令をするには、まず議員の自主性を尊重して取り消してはいかがですかと促し、なおこの勧告に従わない場合に取消しを命ずる扱いが適当であるとされています。このようなことが議長においてされてないと思いますので、私はこの池田龍之介議員の辞職勧告決議案について反対いたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

2 番 森 潤一郎君

○2 番（森 潤一郎君） 私は2 番の森です。池田龍之介議員の辞職勧告決議案に対して、賛成の立場から賛成討論を行います。発言の自由と責任について、地方議会議員において免責特権はありませんが、その趣旨や精神は地方議会においても国会同様に保障されているところであります。しかしながら、発言が自由であるからといってどんな内容の発言も許されるものではありません。おのずから節度ある発言でなければならないのは、いうまでもありません。ましてや今回の事案のように心の相談員本人に対する人権侵害ともプライバシー侵害ともいえるような、侮辱的、批判的、誹謗中傷にあたいするような発言があったことは、私もこの耳で聞いておりますので間違いありません。そして、坂梨前町長の個人名も出され、事実無根の就職あっせん虚偽発言は絶対に許されるべきものとは思いません。今回の事案みたいに個人名を出したり、あるいは個人名がすぐわかるような職名を出して発言に至る時は、真実をはっきりつかみ事実のみを発言していかないととんでもないことになりかねません。人権、プライバシー侵害につながったり、名誉棄損につながっていき、訴訟問題になりかねないと思います。私は今回この事案の関係者の方々数名と接触を図り、お話を聞かせていただきました。ただ、どなたが池田議員が聞かれた方がどなたでそしてどういう生徒かということとはわかりませんでしたので、そのこの事情聴取は聞いておりません。その中でびっくりしたことが一つ、議場での池田議員の発言を裏付ける話の一つも聞けなかったことです。個々の住民を落とし込むような発言が我が和木町議会でなされたことは重大な汚点であると思います。池田議員の辞職勧告決議案提出は、やむを得ないし妥当であるということを申し添えて賛成討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから池田龍之介議員の辞職勧告の決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

起立しないものは反対とみなしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。それでは、本決議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって、池田龍之介議員の辞職勧告の決議案は可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 5 時47分

再開 午後 5 時50分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 閉会中の継続審査について

○議長(杉本和彰君) 日程第23、閉会中の継続審査についてを議題とします。総務文教常任委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第24 閉会中の継続調査について

○議長(杉本和彰君) 日程第24、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者多数)

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第25 議員派遣について

○議長（杉本和彰君） 日程第25、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成27年9月和水町議会定例会を閉会します。

起立願います。

御苦労さまでした。

閉会 午後5時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員